

合法木材等供給体制に関する研修
・認定事業者研修テキスト（資料編）

違法伐採問題に関する資料

2007年（平成19年）6月

(社)全国木材組合連合会

目 次

I 林野庁ガイドラインについて

(ガイドライン)

- 政府調達における木材・木材製品の合法性等の確保について 1
- 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインの概要 3
- 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン 5
- 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインに関連した
Q & A 12

(団体認定を行う団体の行動規範、認定要領等－事例－)

○ (社) 全国木材組合連合会

- ・違法伐採対策に関する全国木材組合連合会の行動規範 34
- ・合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領 36

○ 日本木材輸入協会

- ・行動規範および違法伐採対策 45
- ・合法性等の証明に係る事業者認定実施要領 46

○ 証明書様式例 54

○ グリーン購入法への対応についての提案－間伐材製品証明書の発行－ 64

(わが国の森林法における伐採手続き)

- 伐採及び伐採後の造林の届出制度の概要 68
- 森林施業計画制度の概要 71
- 保安林における伐採手続きについて 72

II グリーン購入法について

- グリーン購入法の仕組み 73
- グリーン購入法の基本方針における違法伐採対策の概要 74
- 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（抄） 75
- 木材製品・紙製品の合法性、持続可能性の確認についての留意事項 91

III 関連資料

1. 総論

- 違法伐採対策の推進 93
- G 8 サミットにおける違法伐採問題の取り扱い 94
- グレンイーグルズ行動計画 95

- G 8 首脳会合・世界のエネルギー安全保障（サンクトペテルブルグ） 96
- 違法伐採総合対策推進事業（H 19 拡充） 97

2. 合法木材の供給体制整備と利用推進

- 「合法木材供給事業者認定一覧表」のホームページ掲載状況
及び認定事業者数 101
- 都道府県別の木材関連事業所数 106
- 平成18年度合法証明木材の供給及び利用推進のための普及啓発 107
- 民間企業における違法伐採問題への取組状況 108
- 違法伐採対策の推進について 110
(平成18年3月15日付け林野庁長官から都道府県知事あて)
- 合法性等の証明された木材・木材製品の供給体制の早期確立について 111
(平成18年7月28日付け木材課長から全木連等あて)
- 農林水産省における政府調達における合法木材の規定状況等 112
(平成18年9月27日調べ)
- 都道府県におけるグリーン調達基本方針への違法伐採対策の規定状況 113

3. その他

- 主な森林認証の概要 115
- 主な違法伐採問題関連ホームページ 117

I. 林野庁ガイドラインについて

政府調達における木材・木材製品の合法性等の確保について

政府は、政府調達の対象とする木材・木材製品について、合法性や持続可能性が証明されたものを優先する措置を平成18年4月から導入しました。

【定義】

「合法性」は政府調達の対象物品とするための「判断の基準」(要件)、「持続可能性」はさらに配慮することが望ましい「配慮事項」として位置付けられます。

合法性：森林関係法令上合法的に伐採されたものであること。

持続可能性：持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

【対象品目】

次の木材・木材製品が今回の措置の対象です。

- ①紙類（例：フォーム用紙、印刷用紙等）
- ②文具類（例：事務用封筒、ノート等）
- ③オフィス家具等（例：いす、机、棚等）
- ④ベッドフレーム
- ⑤公共工事資材（例：製材、集成材、合板、単板積層材等）

※平成19年度から合法性等の証明の必要な品目として、新たに、フローリング(公共工事資材)、冊子等の印刷(役務)などが追加されます。詳細については、環境省ホームページに掲載されている「グリーン購入法」の「基本方針」を参照してください。

【対象機関】

我が国の公的部門を広く対象としています。

中央省庁、国会、裁判所、独立行政法人等

[努力義務]：都道府県、市町村及び地方独立行政法人

【証明方法】

- 政府調達の対象となる木材・木材製品の合法性等については、各事業者において自主的に証明し、説明責任を果たしていただくこととなります。

○ 木材・木材製品の合法性等の証明については、林野庁ホームページにおいて「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を公表しており、この中で、以下の3つの証明方法を例示しております。

証明方法の詳細については、当ガイドラインを参照してください。※合法性等の証明を求めるものであり、「原産地証明」とは別の取組です。

(1) 森林認証を活用する方法

森林認証^(※1)（SGEC、FSC、PEFC^(※2)等）の認証マークにより証明する方法です。

(※1) 森林を第三者機関が認証し、当該森林から産出された木材を区分することにより、消費者が選択的にこれら木材を選別し購入することができるようする民間主体の制度。

(※2) SGEC: Sustainable Green Ecosystem Council

（『緑の循環』認証会議）



FSC: Forest Stewardship Council



（森林管理協議会）

PEFC: Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes (PEFC 森林認証プログラム)



(2) 業界団体の認定を受けた事業者が証明する方法

各業界団体が自主的な行動規範を作成した上で、個別の事業者を認定し、認定を受けた事業者が「合法性等証明書」^(※3)を次の段階の業者に渡すことにより、証明の連鎖を形成するものです。

(※3) 合法性等証明書の作成については、簡素化のため、既存の伝票等を利活用していただいても結構です。

(3) 事業者独自の取組により証明する方法

個別の事業者が独自に伐採から入荷に至るまでの流通経路等を把握した上で証明する方法^(※4)です。

(※4) この方法は多様なものが想定されますが、(2) の方法と同程度の信頼性が確保されるよう取り組む必要があります。

（参考）

■合法証明ガイドライン

林野庁 HP : <http://www.rinya.maff.go.jp/policy2/ihou/gaidoraintop.html>

■グリーン購入法基本方針

環境省 HP : <http://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/index.html>

■合法木材ナビ（違法伐採を減らし持続可能な森林経営を支援し、安全・安心な合法木材流通を作るサイト）

違法伐採総合対策推進協議会 HP : <http://www.goho-wood.jp/index.html>

木材・木材製品の合法性、持続可能性の 証明のためのガイドラインの概要

林野庁

1. 概要

本ガイドラインは、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめたもの。

2. 定義

(1) 合法性

伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手續が適切になされたものであること。

(2) 持続可能性

持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

3. 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法

(1) 森林認証制度及びCOC認証制度を活用した証明方法

- 森林認証制度及びCOC認証制度は、持続可能な森林経営の行われている森林を第三者機関が評価・認証し、そこから生産された木材・木材製品を分別管理することにより、消費者が選択的にこれらを購入できるようにする制度。
- 森林認証を取得した森林から生産された木材・木材製品がCOC認証制度と連結し、認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明。

(2) 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法

- 関係団体は、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成。団体の認定事業者が証明書の交付を繰り返すことにより、合法性、持続可能性の証明の連鎖を形成。

- 伐採段階においては、
 - 合法性について、伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続が適切になされた旨、
 - 持続可能性について、原木が持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものである旨を証明書に記載。
- 加工・流通段階、納入段階においては、合法性、持続可能性の証明がなされたものである旨を証明書に記載。

(3) 個別企業等の独自の取組による証明方法

- 規模の大きな企業等が独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階等に至るまでの流通経路等を把握した上で証明。
- 合法性、持続可能性については、(2) の証明方法と同等のレベルで信頼が確保されるような取組。

4. 証明書の保管等

事業者は、証明書を一定期間保管することとし、その証明の根拠を求められた場合は関係書類等を提示。

5. 取組状況の検証と見直し

本ガイドラインについては、関係団体、学識経験者、環境N G O等で構成される協議会を設け、木材・木材製品分野における関係者の取組状況を検証し、必要に応じて適切な見直しを実施。

※本ガイドラインは林野庁HPで公表しております。

<http://www.rinya.maff.go.jp/policy2/ihou/gaidoraintop.html>

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン

平成18年2月

林野庁

1. 趣旨

違法伐採は、地球規模での環境保全、持続可能な森林経営の推進にとって極めて重要な課題であり、我が国としては、これまで「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方に基づいて取り組んできた。具体的には、違法伐採対策として、二国間、地域間及び多国間での協力推進、違法伐採木材の識別のための技術開発、民間部門における取組の支援等を実施してきたところである。

また、平成17年7月に英国で開催されたG8グレンイーグルズ・サミットの結果、政府調達、貿易規制、木材生産国支援などの具体的行動に取り組むことに合意したG8環境・開発大臣会合の結論が承認され、我が国としては「日本政府の気候変動イニシアティブ」において違法伐採対策に取り組むことを表明したところである。

このような中、政府は、合法性、持続可能性の確認方法を整理し、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針を改定することにより、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を国及び独立行政法人等による調達の対象として推進を図ることとなった。

このガイドラインは、これらの状況を踏まえ、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめたものである。

2. 定義

本ガイドラインにおける用語の定義は、それぞれ以下のとおりとする。

（1）合法性

伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手續が適切になされたものであること。

（2）持続可能性

持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

(3) 森林認証制度

独立した森林認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関が森林を経営する者の森林管理水準を評価・認証する仕組み。

(4) C o C (Chain of Custody) 認証制度

森林認証を取得した森林から生産された木材・木材製品が、森林認証を取得していない森林から生産されるものと混じらないように適切な分別管理を行っていることについて、第三者機関が木材・木材製品を取り扱う事業者を評価・認証する仕組み。

(5) 分別管理

合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品が、これが証明されていないものと混じらないように管理すること。

3. 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明については、以下の方法が考えられる。

(1) 森林認証制度及びC o C認証制度を活用した証明方法

① 概要

森林認証制度及びC o C認証制度は、持続可能な森林経営の行われている森林を第三者機関が評価・認証し、そこから生産された木材・木材製品を分別管理することにより、消費者が選択的にこれらを購入できるようにする制度であり、これを活用する。(参考1)

② 留意事項

合法性、持続可能性については、森林認証を取得した森林から生産された木材・木材製品がC o C認証と連結し、認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明されることが必要である。

(2) 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法

① 概要

森林・林業・木材産業関係団体は、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成する。

自主的行動規範においては、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品の供給に取り組む当該団体の構成員についてその取組が適切である旨の認定等（例えば、分別管理体制、文書管理体制の審査・認定等）を行う仕組み、木材・木材製品を供給するに当たって留意すべき事項等を定め公表する。

具体的には、認定事業者が直近の納入先の関係事業者に対して、その納入する木材・木材製品が合法性、持続可能性を証明されたものであり、かつ、分別管理されていることを証明する書類（証明書）を交付することとし、それぞれの納入ごとに証明書の交付を繰り返して合法性、持続可能性の証明の連鎖を形成することにより証明を行う。（参考2）

② 留意事項

ア 基本的な留意事項

各段階における合法性、持続可能性の証明書には、対象木材・木材製品の品目、数量等の基礎的な情報に加えて、関係団体の自主的行動規範に基づき認定を受けた際に付与された番号（認定番号）を記載する必要がある。

イ 伐採段階の留意事項

伐採段階においては、アの基本的な留意事項に加えて、原木の伐採箇所を記載するとともに、合法性、持続可能性の証明を次のように行う必要がある。

(ア) 合法性については、伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手續が適切になされた旨を証明書に記載すること。

(イ) 持続可能性については、原木が持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものである旨を証明書に記載すること。

ウ 加工・流通段階の留意事項

加工・流通段階においては、アの基本的な留意事項に加えて、納入する製品は合法性、持続可能性の証明がなされたもの又はその証明がなされた材料を使用して製造されたものである旨を証明書に記載する必要がある。

エ 納入段階の留意事項

納入段階においては、調達者等の要求により、アの基本的な留意事項に加えて、納入する木材・木材製品は、合法性、持続可能性の

証明がなされたものである旨を証明書に記載する必要がある。

オ その他の留意事項

- (ア) 合法性、持続可能性の証明は、証明書に必要な事項を記載して行うものとする。ただし、証明に必要な事項を納品書等に記載することで証明書に代えることができる。
- (イ) 証明書の記載事項の一部と同様の事項が記載されている既存の書類（納品書等）の写しを添付することにより、証明書における同事項の記載を省略することができる。

（3）個別企業等の独自の取組による証明方法

① 概要

規模の大きな企業等が上記（1）又は（2）の方法によらず、独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階等に至るまでの流通経路等を把握した上で証明を行う。（参考3）

② 留意事項

合法性、持続可能性については、森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法と同等のレベルで信頼性が確保されるよう取り組む必要がある。

4. 証明書の保管等

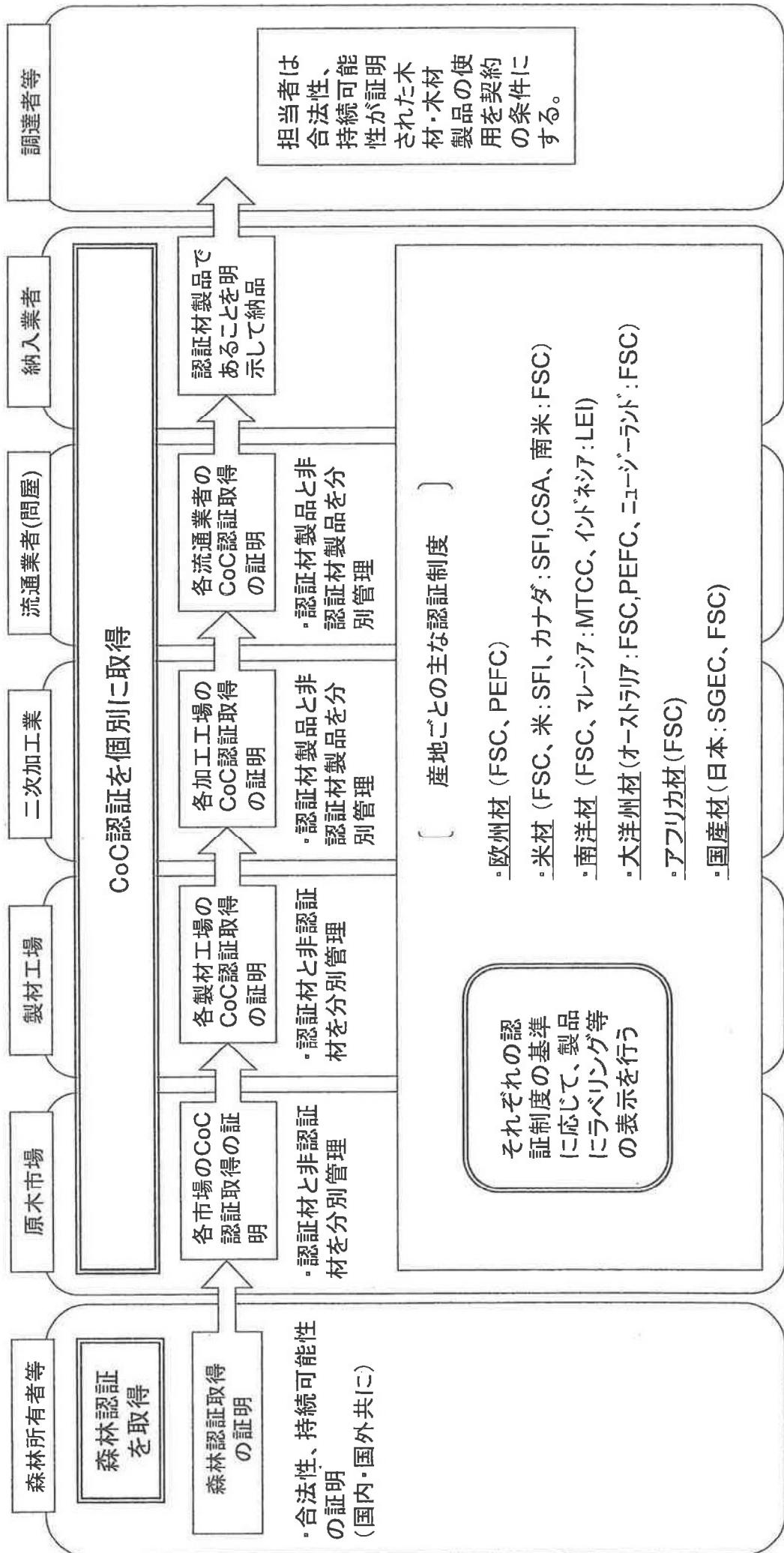
事業者は、証明書を一定期間保管することとし、その証明の根拠を求められた場合は関係書類等を提示できるようにしておく必要がある。

5. 取組状況の検証と見直し

本ガイドラインについては、森林・林業・木材産業関係団体、学識経験者、環境NGO等で構成される協議会を設け、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づく国等の調達に対応した木材・木材製品分野における関係者の取組状況を検証し、必要に応じて適切な見直しを行う。

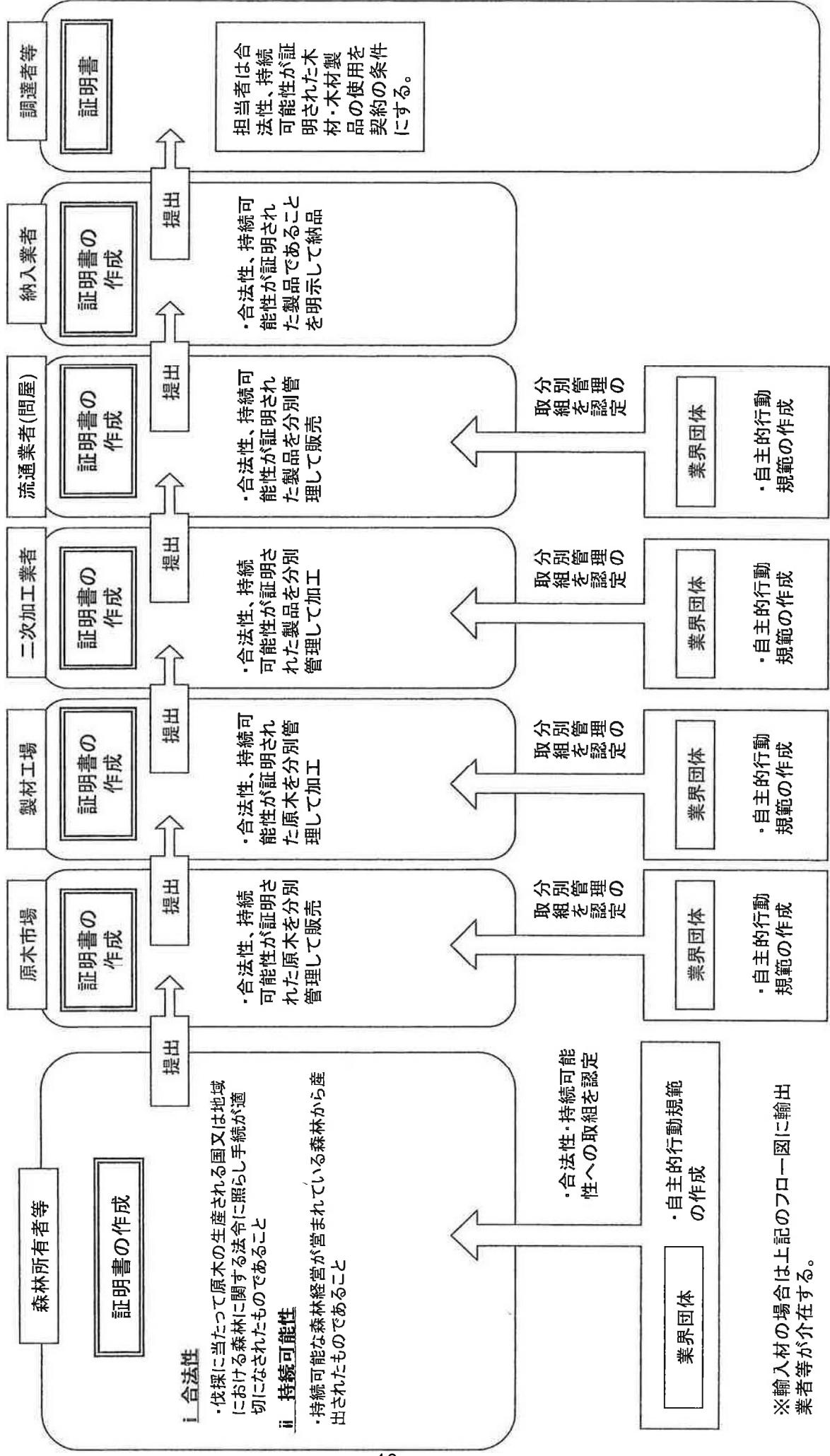
参考1

森林認証及びCoC認証を活用した証明方法のイメージ図



参考2

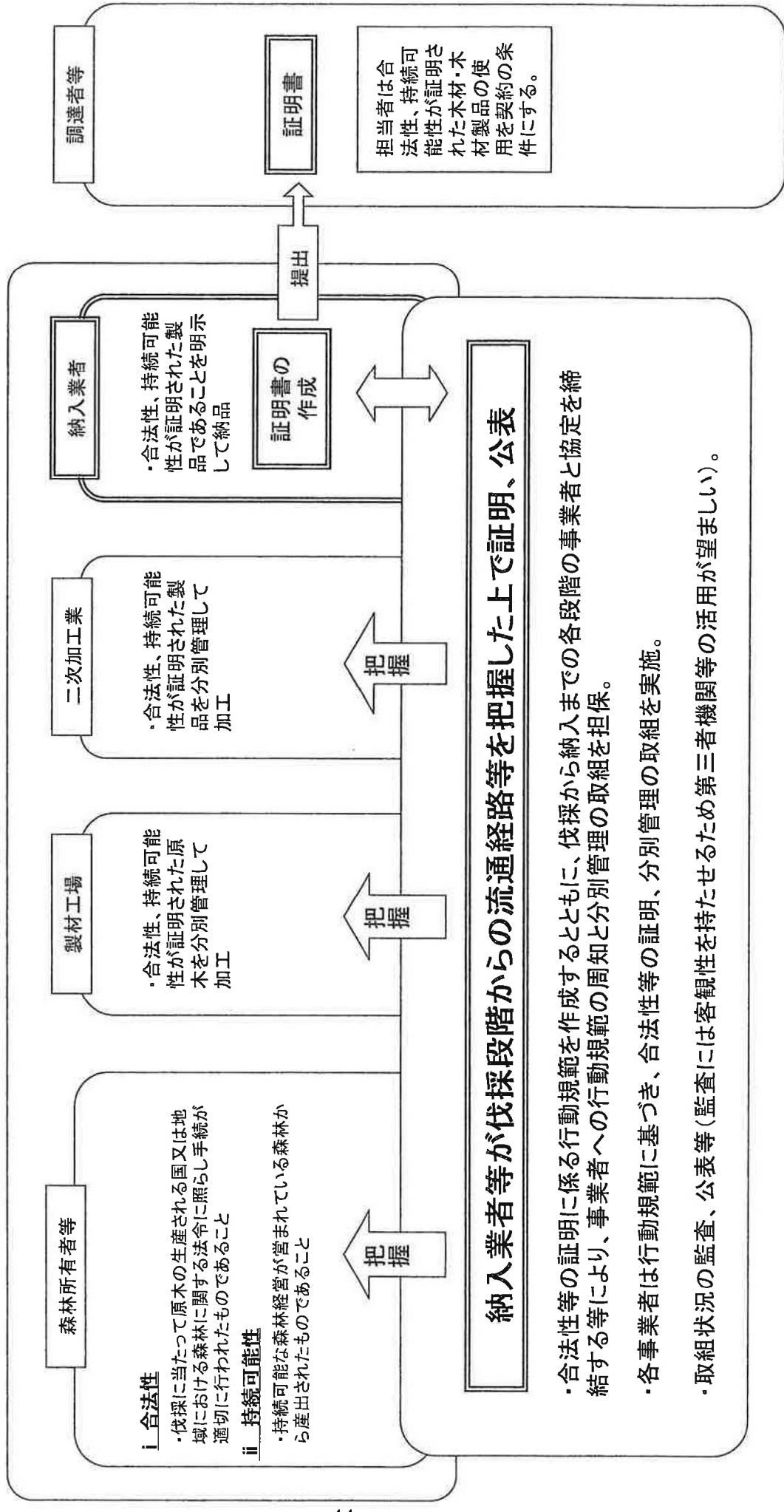
関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法のイメージ図



参考3

個別企業等の独自の取組による証明方法のイメージ図

(個別企業等の独自の取組については多様なものが想定され、本イメージ図はその一例)



※輸入材の場合は上記のフロー図に輸出業者等が介在する。

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のための ガイドラインに関するQ & A

(平成19年6月：未定稿)

Q & A一覧

- Q. 1 違法伐採とはなにか。
- Q. 2 違法伐採の現状はどのようにになっているのか。
- Q. 3 なぜ、我が国で違法伐採対策に取り組む必要があるのか。
- Q. 4 日本政府はどのような対策を講じてきたのか。
- Q. 5 いつから政府調達において合法性証明をもとめるようになるのか。
- Q. 6 政府調達とはどの機関が行う調達をいうのか。
- Q. 7 調達の対象は、合法性、持続可能性の両方が満たされたものなのか。
- Q. 8 長期に保有している木材、木材製品（在庫）についてはどのような扱いになるのか。
- Q. 9 原木の生産される国又は地域における森林に関する法令とは具体的にどのようなものなのか。
- Q. 10 持続可能な森林経営が営まれている森林とは具体的にどのような森林なのか。
- Q. 11 森林認証制度には具体的にどのようなものがあるのか。
- Q. 12 すべての森林認証制度が合法性、持続可能性を満足しているのか。
- Q. 13 分別管理は具体的にどのようにすればよいのか。
- Q. 14 このガイドラインは国内、海外を問わず適用されるのか。
- Q. 15 このガイドラインに示された証明方法以外は認められないのか。
- Q. 16 それぞれの木材の原産地を明らかにする必要があるのか。
- Q. 17 森林認証を受けた森林から産出された木材が、C o C認証を取得した事業体を通じて納入される場合は、これら事業体はどのように証明すればよいのか。
- Q. 18 C o C認証を取得していない事業体が認証マークの押印された木材製品を取り扱った場合、合法性等の証明はどのようになるのか。
- Q. 19 どのような「団体」が事業者の認定を行うことができるのか。
- Q. 20 「自主的行動規範」には具体的にどのようなことを定めるのか。
- Q. 21 事業者の「認定等を行う仕組み」とは具体的にはどのようなものか。
- Q. 22 団体はどのような情報を、どのように公表すればよいのか。
- Q. 23 どのような証明書を引き渡す必要があるのか。
- Q. 24 森林所有者についても団体認定の必要があるのか。
- Q. 25 納入業者は団体認定の必要があるのか。
- Q. 26 「証明に必要な事項を納品書等に記載することで証明書に代えることができる」とあるが具体的にはどのようにすればよいのか。
- Q. 27 製品に合法性証明書が添付されている場合の取扱はどうなるのか。
- Q. 28 「規模の大きな企業等」とは具体的にどのようなものか。

- Q. 29 「森林の伐採段階から納入段階等に至るまでの流通経路等を把握」とは具体的にはどういうことなのか。
- Q. 30 「同等レベルで信頼性が確保」とあるが具体的にどのようなことをすればいいのか。
- Q. 31 「一定期間保管」とは具体的には何年なのか。
- Q. 32 「証明の根拠を求められた場合」について、具体的にどのような場合に証明の根拠を求められるのか。
- Q. 33 ガイドラインの見直しはいつ行うのか。
- Q. 34 判断の基準には、例えば製材では（1）間伐材、林地残材又は小径木（2）1以外の場合は合法材であること、とあるが、間伐材製材と主伐の合法証明材が同時に並ぶなら、間伐製品を優先して調達するのか。
- Q. 35 グリーン購入法の基本方針において、平成18年3月31日時点在庫品であったものについては、合法証明の必要はないとしているが、3月31日以前に販売契約を締結している立木についても、在庫品として位置づければ合法証明の必要はないのか。
- Q. 36 森林以外の伐採届等を必要としない立木の合法証明はどのようにするのか。（住宅地のケヤキなど）
- Q. 37 ガイドラインで示された3つの証明手法をミックスしての証明も認められるのか。
- Q. 38 間伐材は合法証明する必要はあるのか。また、間伐材と主伐の区別はどうやって裏付けるのか。
- Q. 39 間伐材と合法木材を区分して流通させなければならないのか。（区分すると大変な労力、事務量になるので、全て合法証明となざるを得ない。）
- Q. 40 3月31日時点の在庫材と合法木材を納入するまで区分して流通させなければならないのか。（区分すると大変な労力、事務量になる。複合製品もある。）
- Q. 41 いかなる団体にも所属していない業者はどう対応すべきか。
- Q. 42 当面の間は、伐採届の付いた合法証明木材と何も証明のない材とが大量に出てきてこれらを仕分けして下に流すのは、非常に難しい。（伝票を分けてつけるほどのメリットが無いため、実施がかなり難しい。）
- Q. 43 団体認定の単位は、工場単位か、それともいくつかの工場等を有する企業の本社が申請し、認定を取得することができるのか。
- Q. 44 A県木連の合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領（全木連のひな形を含む。）には、認定の要件として、「分別して保管することが可能な場所を有している」とこととされているが、素材生産業の場合は、通例丸太の分別管理場所を自社で所有していない場合が多い。その場合事業者を認定することができないのか。
- Q. 45 仲買などで、自前で「合法木材とそれ以外の木材・木材製品を分別して保管することが可能な場所を有してない場合」の分別管理はどうすればよいか。
- Q. 46 団体認定を取得した合板工場等が他の製材工場に貢挽き加工を委託した場合の証明書の発行はどうすればよいのか。
- Q. 47 森林所有者が自分で伐採した原木を販売するときに合法性を証明するためには、森林所有者は団体認定を取得する必要があるか。

- Q. 48 3手法のミックスの場合の個別企業の取組による証明については、伐採から納入段階までの流通経路を把握する必要があるのか。例えば、個別企業独自の取組を行っている企業（A）が、団体認定方式による証明材のみを取り扱っているのであれば、これら認定事業者だけを把握していればいいのではないか。
- Q. 49 買付先の海外現地法人から、英文証明書の様式を求められているので、どのようなものが適当か示して欲しい。
- Q. 50 材料の一部に木材・木製品を使用している製品はガイドラインの対象になるのか。
- Q. 51 間伐材や端材、建築解体材を原料とする場合、合法性の証明なしでも「判断の基準」を満たすということか。間伐材や端材を使用していると言う証明は必要ないのか。
(庭木の伐採同様、メーカーが一筆書く方式でよいのか)
- Q. 52 諸外国から輸入する場合、国別の合法性の証明となる手続きや書面等を紹介しているホームページや冊子があれば教えて欲しい。説明会ではインドネシアの例と中国は今のところ合法性の証明となる手続きがないという説明があったが、他の国も含めて進捗が分かるようにならないか。
- Q. 53 ミャンマーでは今年から「育林税」と約される税制度が設定されたと聞いている。この税金は伐採後の育林事業に使用されると聞いているので、この税金の納税証明があれば、合法性の証明となるのか。
- Q. 54 ミャンマー中国の越境輸入については違法とされてきたが、育林税の納税証明があれば、合法と証明できるのか。
- Q. 55 中国から輸入する場合、どのような手続きや書面が合法性の証明となるのか。
- Q. 56 コルクタイル、コルクシートをポルトガルから輸入している。原材料のコルク栓の樹皮は、採取後9～10年で再生するが、再生の期間はポルトガルの国で決められている。ワインなどのコルク栓を取った後の残材を利用しているので、エコマークを取得しているが、このような製品でも合法性の証明が必要なのか。 5
- Q. 57 木製扉は特定調達品目か。
- Q. 58 対象品目は今後増えていくのか。具体的には、システムキッチンや床材は対象品目になるのか。
- Q. 59 国や都道府県の施設や住宅はグリーン購入の対象となるのはわかるが、公社等による分譲住宅事業もグリーン購入の対象となっているのか。
- Q. 60 合法性の証明は納品時のみに必要で、入札時には必要ないのか。
- Q. 61 合法性の証明をするのに第三者の認証は必ず必要か。チップ、木粉など原産地（伐採証明）がロット毎に把握できにくいものがある。
- Q. 62 ここでいう第三者とはどういったところを想定しているのか。
- Q. 63 MDFなどに突き板などを貼る製品は、合法性の証明が必要か。
- Q. 64 収納什器にシステムキッチン、下駄箱、造り付け収納などは入るか。
- Q. 65 古材は合法性の証明が必要か。
- Q. 66 グリーン購入法の基本方針に「品目及び判断の基準等」とあるが、木材関係の品目は何か。
- Q. 67 ユーカリ、アカシア、パイン系などの植林材で合法証明は必要か。

- Q. 68 3方法をミックスした場合は合法証明材といえるのか。例えば、海外のサプライヤーが森林認証を取得して製品を供給し、流通業者が団体認定を取得した場合は。
- Q. 69 実際に団体認定を取得したが、どうやって証明を行えばよいのか。
- Q. 70 建材メーカーが床材、階段材、窓枠、室内ドアなどを生産・販売する場合、床メーカーで構成する団体からの認定で他品目の証明を行えるのか。
- Q. 71 海外からの木材・木材製品には輸出許可書のみで合法性を満たすか。
- Q. 72 海外で団体認定を行う業界団体はどの国どの組織か。
- Q. 73 国産材（民有林および国有林）の伐採許可書はだれがどうやって発行するのか。
- Q. 74 国や独立行政法人は、グリーン購入で調達したもの合法性の確認を納入後に全ての物品等について行うのか。
- Q. 75 グリーン購入法に規定されている品目で、仮にある業者が証明書を偽造した場合はどんな罰則があるのか。
- Q. 76 合法証明を行うA社の納入元が仮に偽造等を行った場合、A社の責任が問われるのか。
- Q. 77 購入した製品について購入者自らがそれまでの証明の裏付けを行う必要があるのか。
- Q. 78 モデルケースとして以下の場合に、各業者はどうやって合法証明に取り組むべきか。
モデルケース：マレーシア産丸太を国内合板メーカーがA商社から購入し、合板を製造。2次加工メーカー（認定事業者）がその合板とB商社（認定事業者）から購入した中国産ナラ単板で天然ツキ板化粧合板を製造。1次問屋（認定事業者）、2次問屋（認定事業者）を経て、内装業者（認定を受けていない）が政府に直接納入した。
- Q. 79 加工・流通段階において納品書を活用する場合、どのようなことを記載すればよいのか。
- Q. 80 素材生産業と製材業など複数の業種を兼種している場合、それぞれ別の団体から認定を受けなければならないのか。
- Q. 81 地方公共団体ではどのような扱いになるのか。
- Q. 82 業者が任意に集まったどのような団体でも認定団体になれるのか。
- Q. 83 保安林を伐採する場合合法性を証明するにはどのような書類がいるのか？
- Q. 84 保安林以外で、森林施業計画を立てている場合は、どのように合法性を証明したらよいのか？
- Q. 85 保安林以外で森林施業計画を立てていない場合は、どのように合法性を証明したらよいのか？
- Q. 86 林地開発許可を得て伐採する場合など、森林法上の届け出が不必要な場合は、どのように合法性を証明したらよいのか？
- Q. 87 原木市場において、製材不適となり、チップ向けとなった原木についてどのように取り扱えばよいか（合法証明が必要なのか）
- Q. 88 住宅地の造成やダムの開発等に伴い伐採され、行き場が無くチップ工場へ搬入されてきた木材の合法性を証明するには、具体的にどのような証明書を必要とし、どのような手続き等が必要となるか。

Q 1 : 違法伐採とは何か。

A : 「違法伐採」の定義について、国際的に確立されたものは存在しませんが、一般的には、それぞれの国の法令に違反して行われる伐採を指すものと考えられています。

具体的には、例えば、正規の許可を受けていない伐採（許可された量・サイズ以外の伐採を含む）、伐採禁止地域における伐採、伐採が禁止されている樹種の伐採等が挙げられます。

Q 2 : 違法伐採の現状はどのようにになっているのか。

A : 違法伐採が多いと見られているのは、東南アジア、ロシア、アフリカ、ブラジルです。

違法伐採の現状に関する調査報告の例として、インドネシア政府と英国政府との合同調査（1999年）では、インドネシアで生産される木材の50%以上が違法伐採木材であると報告されています。

また、環境NGOは、ロシアから生産される木材の20%が違法伐採木材であり、許可証なしの伐採、許可証の偽造等の行為が横行していると指摘しています。

Q 3 : なぜ、我が国で違法伐採対策に取り組む必要があるのか。

A : 森林の違法な伐採は、森林の減少・劣化、森林生態系の破壊等をもたらすのみならず、木材生産国の政府収入の損失、消費国を含む木材市場の歪曲など様々な問題を引き起こしています（輸出国において不法に伐採されコストをかけずに廉価に輸入される木材は我が国林業等へも悪影響）。

我が国は、違法伐採が行われていると言われる国々からも木材・木材製品を輸入していることから、輸入国として責任ある取組を行うことが求められています。

Q 4 : 日本政府はどのような対策を講じてきたのか。

A : 我が国は、1998年の英国でのサミットにおいて、世界の森林に関する行動計画である「G8森林行動プログラム」（違法伐採対策を含む）について合意、また、2000年のG8九州・沖縄サミット以来、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づいて、違法伐採対策の重要性を一貫して主張してきたところです。

こうした中、違法伐採対策として、木材輸出国における木材追跡技術の開発、衛星データを用いた森林の把握技術の開発、関係諸国との情報交換、国際熱帯木材機関が実施する違法伐採プロジェクト（木材貿易統計）に対する支援等を行ってきました。

また、昨年の英国でのサミットの結果を受け、日本政府は、グリーン購入法を用い政府調達の対象を合法性等が証明された木材とする措置の導入、違法伐採木材の輸入や取引を止めるための任意の行動規範の策定に向けた各国への働きかけ等に取り組むことを表明しております。

Q 5 : いつから政府調達において合法性証明をもとめるようになるのか。

A : 平成18年度の政府調達から求めることになりますので、森林所有者、木材の伐採、

加工・流通等に携わる事業者及びこれを支援する業界団体におかれでは、早急に証明書の発行と体制整備に取り組まれることが期待されております。

なお、伐採から加工、流通を経て納入されるまでかなりの期間が必要とされることなどから、納入業者から政府に対して証明された木材が納入されるのは18年度の後半程度からと見込まれています。

Q 6：政府調達とはどの機関が行う調達をいうのか。

A： 国（国会、各省庁、裁判所）及び独立行政法人に加え、政令において定められている以下の法人が該当します。

- ・日本郵政公社
- ・日本私立学校振興・共済事業団
- ・沖縄振興開発金融公庫、公営企業金融公庫、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫
- ・国際協力銀行及び日本政策投資銀行
- ・商工組合中央金庫
- ・日本中央競馬会及び年金資金運用基金等

Q 7：調達の対象は、合法性、持続可能性の両方が満たされたものなのか。

A： 政府調達においては、「合法性が証明されていること」が調達の要件（判断の基準）となります。一方、持続可能性については、調達に当たって配慮することが望ましい事項となっており、調達に際して必須の要件とはなっておりません。

Q 8：長期に保有している木材、木材製品（在庫）についてはどのような扱いになるのか。

A： グリーン購入法の基本方針に、「平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記（林野庁）ガイドラインに定める合法な木材であるとの証明は不要とする。」と規定されており、18年3月以前に伐採された木材、木材製品（在庫）については合法証明（伐採段階において適法に手続きがなされたことの証明）が必要ないこととなっております。

なお、特に原料である木材を長期に保有しておく必要がある事業者にあっては、木材への表示、在庫整理簿の備え付けなど、これらの管理を適切に行っておく必要があると考えます。

Q 9：原木の生産される国又は地域における森林に関する法令とは具体的にどのようなものなのか。

A： 国が定める法令のほか、都道府県等（海外においては州等）が定める条例等のうち森林の伐採の制限に係るものを含みます。今回の政府調達のガイドラインは、これら森林に関する法令に着目して違法性を判断することとしています。

Q 1 0 : 持続可能な森林経営が営まれている森林とは具体的にどのような森林なのか。

A : 森林（特に個々の森林所有者毎）の持続可能性の定義については、国際的に合意されたものはありません。このため、当面、証明書を発行する者等が、各国の実情、持続可能性に関する議論等を踏まえ、持続可能性が担保されていると合理的に説明できることと判断したものについてはこれを満たすものとして取り扱うことを考えております。

なお、例えば、森林認証を取得した森林、森林の取扱（伐採、造林等の施業）に関する計画が持続性の観点から公的に認定されている森林などは、これに該当すると考えます。

Q 1 1 : 森林認証制度には具体的にどのようなものがあるのか。

A : 我が国では、SGEC（Sustainable Green Ecosystem Council）があり、世界的には主に以下のようなものがあります。

- ・ FSC (Forest Stewardship Council)
- ・ PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification)
- ・ SFI (Sustainable Forestry Initiative)
- ・ CSA (Canadian Standards Association)
- ・ L EI (Lanbaga Ecolabel Indonesia)
- ・ MTCC (Malaysia Timber Certification Council)

Q 1 2 : すべての森林認証制度が合法性、持続可能性を満足しているのか。

A : 当面、「森林に関する法令の遵守」及び「持続可能な森林経営のための制度的枠組み」について審査基準に規定されており、証明書の発行者等が合理的に説明できることと判断したものは、合法性、持続可能性を満足するものとして取り扱うことを考えています。

Q 1 3 : 分別管理は具体的にどのようにすればよいのか。

A : 入出荷、加工、保管の各段階において証明材と非証明材とが混在しないよう、例えば場所を限定する、ペンキ等で表示するなどの分別管理の方法を定めて、これに従って実施することが考えられます。

Q 1 4 : このガイドラインは国内、海外を問わず適用されるのか。

A : 本ガイドラインは、内外無差別の原則に立ち、我が国の政府調達に向けて木材・木製品の供給をしようとする事業者においては、国産材、外国産材を問わず平等に適用されるべきものと考えております。従って、国産材、外国産材とともに、伐採に当たって法的手続きが適切になされていることが証明の始まりとなります。

Q 1 5 : このガイドラインに示された証明方法以外は認められないのか。

A : 本ガイドラインにおいては、3つの方法を示していますが、これら以外にも、公的機関が取り組む証明方法、例えば、インドネシアにおいて、森林からの丸太搬出証明書（SKSHH）と連動する形で木材産業活性化機構（BRIK）が発行する輸出許可証明書に

より証明する方法などが考えられます。また、これらの方法が組み合わされた形で証明の連鎖がなされる場合もあるものと考えております。

Q 1 6 : それぞれの木材の原産地を明らかにする必要があるのか。

A : 伐採に関する法的手続が適正になされた合法証明材であれば原産地が異なるものが混ざっても問題はありません。従って、それぞれの木材について原産地までの流通経路をたどれるようにする必要はありません。

Q 1 7 : 森林認証を受けた森林から産出された木材が、C o C認証を取得した事業体を通じて納入される場合は、これら事業体はどのように証明すればよいのか。

A : この場合は、分別管理は認証の前提とされていることから担保されており、また、証明書は認証マークが押印された伝票で代用することができますので、特に新たに行っていただくことはないと考えます。

ただし、納入業者にあっては、調達者の求めに応じ、納入者の納入製品が認証材であることを記述した証明書を提出していただく場合があると考えます。

Q 1 8 : C o C認証を取得していない事業体が認証マークの押印された木材製品を取り扱った場合、合法性等の証明はどのようになるのか。

A : 認証材については、C o C認証を取得していない事業体が取り扱った時点で認証材として流通させることができなくなります。しかし、この場合においても、例えば、当該事業体が団体認定（合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品を供給する取組が適切であることを森林・林業・木材産業関係団体に認定してもらうこと）を受けていれば、C o C認証事業体から引渡を受けた認証材であることを根拠として、合法性等の証明を行うことが可能と考えています。

Q 1 9 : どのような「団体」が事業者の認定を行うことができるのか。

A : 国内、海外を問わず、以下の要件を満たし、そのことを資料等により説明できる団体を考えています。

- ・定款、会則等を有すること
- ・団体の意思決定の場（総会等）が確保されていること
- ・事務局に責任ある職員が配置され業務執行体制が確立していること
- ・経理を行い、会計監査も行われていること
- ・継続して活動を行う見込みのある団体であること
- ・当該分野（業種）に関する知見を有していること

Q 2 0 : 「自主的行動規範」には具体的にどのようなことを定めるのか。

A : 事業体の認定等を行う仕組みのほか、例えば、違法伐採材は使わない、政府の違法伐採対策への取組に協力する、合法性等の証明された木材・木材製品の普及の促進に努力する、他団体との連携を図るといった業界団体の基本姿勢に関する事項が考えら

れます。

参考までに、業界団体が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範（例）」をお示ししますのでご覧下さい（別紙1（略））。

Q 2 1：事業者の「認定等を行う仕組み」とは具体的にはどのようなものか。

A： 事業者認定の要領を定めていただく必要があります。この中に、事業者からの申請の受付・審査、事業者の認定・公表、実績報告の徴収、立ち入り検査、認定事業者の取り消し等の事項を定めていただく必要があると考えています。

参考までに、業界団体が作成した「合法性、持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領（例）」をお示ししますのでご覧下さい（別紙2（略））。

Q 2 2：団体はどのような情報を、どのように公表すればよいのか。

A： 自主的行動規範（認定に係る要領を含む）とあわせて、認定を行った事業体名、合法性等の証明された木材等の取扱実績の概要などについて公表する必要があります。公表はホームページ上で行うことなどが考えられます。

Q 2 3：どのような証明書を引き渡す必要があるのか。

A： 参考までに、業界団体が作成した「合法性、持続可能性証明書（例）」をお示ししますのでご覧下さい（別紙3（略））。

Q 2 4：森林所有者についても団体認定の必要があるのか。

A： 森林所有者については、森林の伐採に関する手続を適法に行ったことを示す公的な書類があれば、これを根拠として合法性等の証明を行うことができます。この場合には、業界団体が森林所有者の認定を行う仕組みを作る必要はないものと考えています。

Q 2 5：納入業者は団体認定の必要があるのか。

A： 納入業者は政府と合法性等の証明材の納入に関する契約に基づき納入することから、証明に関する責任を有します。納入業者は調達者に証明書を提出し、求めに応じて説明を行うこととなりますので、特に団体認定の仕組みを用意する必要はないものと考えます。

Q 2 6：「証明に必要な事項を納品書等に記載することで証明書に代えることができる」とあるが具体的にはどのようにすればよいのか。

A： 納品書に、団体認定番号、合法木材であること等を記入（スタンプも可）することで証明書とすることができます。

参考までに、業界団体が作成した「納品書等を活用した証明書様式（例）」をお示しますのでご覧下さい（別紙4（略））。

Q 2 7 : 製品に合法性証明書が添付されている場合の取扱はどうなるのか。

A : 証明に必要な事項が記入された証明書が梱包等が行われた製品に貼り付けられ、又は印刷されている場合で、これを購入した事業者（A）がこれの引き剥がしや開封を行うことなく次の事業者（B）にそのまま引き渡した場合は、Aの事業者は新たに証明書の発行やこれに係る書類管理を行う必要はないと考えております。また、この際、Aの事業者は団体認定を受けている必要もありません。

Q 2 8 : 「規模の大きな企業等」とは具体的にどのようなものか。

A : 規模の大きな企業に限定しているわけではありません。中小企業であっても森林の伐採段階で手続きが合法に行われていることや、その後の流通段階で分別管理が適切に行われていること等を把握できることなどにより合法性の証明を行うことは可能であり、当該方法による証明を行うことができるものと考えています。

Q 2 9 : 「森林の伐採段階から納入段階等に至るまでの流通経路等を把握」とは具体的にはどういうことなのか。

A : 例えば、以下の方法により“流通経路等を把握”することが可能と考えられます。

- ①納入業者等が伐採から受入れに至るまでの各段階の事業者と合法性証明材の供給に関する協定（伐採に当たっての法的手続、分別管理・書類管理体制の確保、公表等を含む。）を締結
- ②納入業者等が伐採から納入までの各段階の事業者が発行したすべての証明書（分別管理の実施状況を含む）の写しを保有

Q 3 0 : 「同等レベルで信頼性が確保」とあるが具体的にどのようなことをすればいいのか。

A : 合法性の証明を行うためには、Q 2 8 で記述した取組により流通経路を把握することに加え、団体認定方式と同様に、各事業者においては分別管理や書類管理の適切な実施を担保する行動規範の作成、取組状況の監査（第三者が望ましい）、及びこれらの公表といった取組により、証明の信頼性を確保する必要があると考えています。

Q 3 1 : 「一定期間保管」とは具体的には何年なのか。

A : 会計法上、国と国以外の者の金銭債権の時効は5年となっていますので、事業者は5年間は保管しておくことが望ましいと考えています。

Q 3 2 : 「証明の根拠を求められた場合」について、具体的にどのような場合に証明の根拠を求められるのか。

A : 調達者の判断によりますが、基本的には他の調達物品と同様に、合法性等を疑うべき合理的な理由がある場合（特定の製品の合法性に証拠を持って疑惑が指摘されるなど）には、証明の根拠となる書類を求めることになるものと考えられます。この際は、納入業者が証明の根拠となる書類を整備の上、責任をもって説明を行う必要があります。

Q 3 3 : ガイドラインの見直しはいつ行うのですか。

A : 平成18年度のできる限り早期に、木材関係業界団体、環境N G O、学識経験者等で構成される協議会を設置し、業界団体による自主的取組の実地検証等を行いつつ、さらに実効性が高いものとなるよう検討を行うこととしています。

Q 3 4 : 判断の基準には、例えば製材では（1）間伐材、林地残材又は小径木（2）1以外の場合は合法材であること、とあるが、間伐材製材と主伐の合法証明材が同時に並ぶなら、間伐製品を優先して調達するのか。

A : どちらを優先して調達するかは、調達者が用途上の機能面及び需給上の制約を考慮して判断することとしています。また、環境省が公表する調達実績及び評価書には、公共工事は国民の生命、生活に關係するため、長期的な安全性や機能を確保するとし、コストの兼ね合いもあるとしています。

Q 3 5 : グリーン購入法の基本方針において、平成18年3月31日時点在庫品であつたものについては、合法証明の必要はないとしているが、平成18年3月31日以前に販売契約を締結している立木についても、在庫品として位置づければ合法証明の必要はないのか。

A : この場合、立木については合法証明が必要となります。林野庁の定めるガイドラインでは、合法性について、「伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続が適切になされたものであること。」としており、平成18年3月31日以前に立木販売契約を締結したものについて、平成18年4月1日以後に伐採を行うのであれば、例えば、森林法に基づく伐採届の写し等を証明根拠として合法性の証明を行うことは十分可能と考えております。

Q 3 6 : 森林以外の伐採届等を必要としない立木の合法証明はどのようにするのか。(住宅地のケヤキなど)

A : 屋敷林など法令による伐採制限の対象とならない立木については、その立木の所有者自ら作成する証明書（所有者名、住所、樹種、数量、法規制が無く適切に伐採した旨等を記述）により、合法性の証明を行うことができるものと考えております。

Q 3 7 : ガイドラインで示された3つの証明手法をミックスしての証明も認められるのか。

A : 伐採から加工・流通までの各段階において、3方法のいずれかにより証明がなされ、証明の連鎖がなされていれば、3方法をミックスした場合にも合法証明材となります。例えば、森林認証を取得した森林の立木をC o C認証事業者が素材生産を行い、その原木を団体認定を取得した製材工場が合法性の証明された製材品として出荷し、さらに二次加工業者等が個別企業の取組により証明するということもあり得るかと考えます。

Q 3 8 : 間伐材は合法証明する必要はあるのか。また、間伐材と主伐の区別はどうやって裏付けるのか。

A : 間伐材、端材、林地残材等は今回の合法証明の対象外となっています。これらについては、製品の出荷時に間伐材等であることの証明書（申告書）を提出していただくことになります。

裏づけは、受領した証明書（申告書）となります。その確認を行うとすれば伐採段階の書類（例えば、森林所有者が市町村に提出する伐採届に伐採方法欄があり、主伐か間伐かを記入）で確認することとなります。

なお、間伐材とは、「育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）した材」のことですし、主伐材は「次の世代の森林の造成を伴う森林の一部または全部を伐採して得られた材」のことですので、林齢（年輪）や径級などの外形で判断することは困難であると考えています。

Q 3 9 : 間伐材と合法木材を区分して流通させなければならないのか。（区分すると大変な労力、事務量になるので、全て合法証明とならざるを得ない。）

A : 間伐材等については、合法木材と同等のものとして、合法木材と一緒にして、「合法木材」として流通させることができます。また、「間伐材」として供給したい場合は、これを分別し、納品書等に間伐材であることを明示して、間伐材として流通させることもできます。

Q 4 0 : 平成 18 年 3 月 31 日時点の在庫材と合法木材を納入するまで区分して流通させなければならないのか。（区分すると大変な労力、事務量になる。複合製品もある。）

A : 平成 18 年 3 月 31 日時点の在庫材 자체を納入する事業者にあっては、当該在庫材の分別管理（在庫整理簿の備え付け等）をきちんと行った上で、在庫材であることの証明書（自己申告書）を納入先に引き渡す必要があります。ただし、これを入荷し、加工・流通させる事業者にあっては、間伐材等と同様に、平成 18 年 3 月 31 日時点の在庫材は合法木材と同等のものとして、合法木材と一緒にして、「合法木材」として流通させることもできます。

Q 4 1 : いかなる団体にも所属していない業者はどう対応すべきか。

A : ガイドラインでは、3つの証明方法を例示しており、業界団体の認定を受けた事業者が証明する方法のほかにも、森林認証やC o C認証を活用した証明方法、個別事業者の独自の取組による証明方法があり、いずれかの方法により対応していただくことになります。

この際、業界団体に所属し、事業者認定を受けることも考えられますし、木材表示推進協議会のように、オープンな形で事業者からの申請を受け、審査し、認定している機関もあり、このような機関を活用していただくこともできます。

Q 4 2 : 当面の間は、伐採届の付いた合法証明木材と何も証明のない材とが大量に出てきてこれらを仕分けして下に流すのは、非常に難しい。(伝票を分けてつけるほどのメリットが無いため、実施がかなり難しい。)

A : 証明材と非証明材の分別管理ができることが、合法性証明書を発行することができる事業者の要件（森林認証方式、団体認定方式、個別企業独自方式とも共通）ですので、工夫して対応して下さい。

なお、今回の合法証明の取組については、当面、政府調達に係る木材・木材製品について必要となりますが、地方公共団体においても、グリーン購入法上、努力義務が設けられていますので、早い時期に都道府県、市町村段階での木材製品の調達についても合法証明が必要になるものと考えております。

また、民間企業の中には、「木材の調達に際しては、合法性等が証明された木材の積極的な利用を推進する。」との方針を表明している大手住宅メーカーもありますので、いずれ民間部門にも合法証明材の利用推進の輪が大きく広がるものと考えています。以上のことから、(コストのかかる分別管理を必要としないよう、)出荷業者に対して、総ての木材に合法証明書をつけるように強く要求し、総て合法木材となるようにしていただければと考えております。

Q 4 3 : 団体認定の単位は、工場単位か、それともいくつかの工場等を有する企業の本社が申請し、認定を取得することができるのか。

A : 事業者認定の重要なポイントは分別管理の体制ですが、分別管理はそれぞれの生産現場である工場等において異なるもの（敷地面積、工場のレイアウト、業務内容等が異なる）でないかと考えられます。従って、事業者認定の審査は、基本的には工場毎に行われるべきものと考えます。

なお、認定の申請については、認定する側の体制等が整っていて、認定を受けようとする工場の本社が分別管理、書類管理体制を統一的に整備しているなど、数工場分をまとめて申請し、審査を受けるということはあり得ると考えます。認定は事業所・業種ごとに行われ、原則として、分別管理の単位ごとに、それぞれ別の団体認定番号が付けられることになります。

Q 4 4 : A県木連の合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領（全木連のひな形を含む。）には、認定の要件として、「分別して保管することが可能な場所を有している」とこととされているが、素材生産業の場合は、通例丸太の分別管理場所を自社で所有していない場合が多い。その場合事業者を認定することができないのか。

A : 合法木材供給事業者認定申請の際に分別管理及び書類管理方針書に「合法木材と他の木材が混在するおそれがある場合には、保管場所は特定できないが伐採林地内等に土場を確保し、合法木材とその他の木材が混在しないよう分別管理をする」旨を明記し、審査委員会で認められれば素材生産事業者が分別して保管する場所を有しない場合であっても事業者認定は可能です。

**Q 4 5 : 仲買などで、自前で「合法木材とそれ以外の木材・木材製品を分別して保管する
ことが可能な場所を有していない場合」の分別管理はどうすればよいか。**

A : 産地と工務店の間の仲買などを商売とする場合で、自前で「合法木材とそれ以外の木材・木材製品を分別して保管することが可能な場所を有していない場合」は、自社の保有地でなくとも、取引先の製品置き場の一角を自社の合法木材製品の置き場として明確にしておくこと(契約書・覚え書きなど)により、分別管理を行うことは可能です。
複数の仲買者が存在する場合もすべての仲買者が製品を保管している企業(認定事業体)との間で、契約等により関係を明確にしておく必要があります。
中間流通業者が介在し、メーカーから工務店に現物が直送される場合、業界団体認定を受けたメーカーが直接工務店に証明書を送ることも可能です。

**Q 4 6 : 団体認定を取得した合板工場等が他の製材工場に貯蔵加工を委託した場合の証
明書の発行はどうすればよいのか。**

A : まず、貯蔵加工を行う製材工場は分別管理を担保しなければなりませんので、団体認定を取得するなどガイドラインに基づく証明のための取組を行っていただく必要があります。この上で、証明書の発行については、合板工場と製材工場のどちらが行つてもよいように思われますが、材の流れ等の実態を踏まえ判断していただければと考えます。

**Q 4 7 : 森林所有者が自分で伐採した原木を販売するときに合法性を証明するためには、
森林所有者は団体認定を取得する必要があるか。**

A : 森林所有者が自分で伐採した原木を販売する場合であっても、立木の伐採、玉切り、はい積み、運搬等の各段階において、証明材と非証明材が混じらないように分別管理する必要があり、この適切な実施を担保することが必要です。このため、原則として、一般の素材生産業者と同様に業界団体からの認定を取得した上で、証明を行うことが適当であると考えています。

なお、森林所有者が自分で行う伐採であっても、伐採量、伐採の頻度、実行形態等その実態は様々であると考えられますので、地域の実情に通じている原木市場等の業界関係者において、これらの原木について、どのように分別管理を担保し、合法性を証明するかについて、証明の信頼性を確保する中で、工夫して対応していただければと考えております。

**Q 4 8 : 3手法のミックスの場合の個別企業の取組による証明については、伐採から納入
段階までの流通経路を把握する必要があるのか。例えば、個別企業独自の取組を行
っている企業(A)が、団体認定方式による証明材のみを取り扱っているのであれ
ば、これら認定事業者だけを把握していればいいのではないか。**

A : 個別企業による証明は、様々なものが想定されますが、いずれの場合も、取り扱う木材の合法性をいかに信頼性を確保しつつ証明するかにかかっているかと思います。そのためガイドラインでは、例示として、流通経路を把握、行動規範等の作成、取組

内容の公表等を求め、事業者の取組状況を第三者の目に触れる形にして、信頼性を高めることとしております。

質問の場合は、認定事業者から受領した木材及び証明書を確認の上、これを証明のスタートとして、前述の主旨を踏まえて、個々の事業者の責任において、行動規範等の作成、公表等を行い、証明に取り組んでいただければと考えております。なお、企業独自の取組を行っている企業（A）が同様に企業独自の取組を行っている企業（B）に材を納入した場合は、同企業（B）も前述の主旨を踏まえて、対応していただくこととなります。

Q 4 9 : 買付先の海外現地法人から、英文証明書の様式を求められているので、どのようなものが適当か示して欲しい。

A : 合法性等の証明書については、林野庁が策定したガイドラインに基づく取組によって発行したものであれば特に様式は問いません。日本語であろうと、英語であろうと、証明に必要な事項が記載してあれば合法証明書として有効です。林野庁のホームページに英文ガイドラインが掲載されていますので、全木連作成の証明書様式なども参考としながら、各事業者において英文証明書様式をご検討いただければと思います。

Q 5 0 : 材料の一部に木材・木製品を使用している製品はガイドラインの対象になるのか。

A : 対象となります。本ガイドラインは、木材の合法性等の証明に取り組むに当たって留意すべき事項を取りまとめたものですので、材料の全部あるいは一部を問わず、その合法性等を証明する場合には、本ガイドラインに基づき取り組んでいいいただくこととなります。

なお、ご質問の趣旨は、「政府調達において、材料の一部に木材が使用されている製品について、どの程度であれば、合法性等の証明が必要となるのか。」とのことかと思いますが、これについては、グリーン購入法の基本方針において、例えば、文具類や機器類では、その判断の基準として、「金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。」としており、木材を主要材料としているものについて、合法性等の証明を求めております。この場合の”主要材料”とは、製品を構成している材料の中で重要なものの、大半を占めるもの、といった解釈が可能かと思いますが、具体的には、環境省にお問い合わせ頂ければと思います。

Q 5 1 : 間伐材や端材、建築解体材を原料とする場合、合法性の証明なしでも「判断の基準」を満たすということか。間伐材や端材を使用していると言う証明は必要ないのか。（庭木の伐採同様、メーカーが一筆書く方式でよいのか）

A : 間伐材等については、合法性の証明は必要ありません。ただ、間伐材等であることを明示しなければ、合法性の証明されない木材として取り扱われ、政府調達の対象外となってしまいますので、納品書等に”間伐材””端材”と記載して供給することが必要です。

Q 5 2 : 諸外国から輸入する場合、国別の合法性の証明となる手続きや書面等を紹介しているホームページや冊子があれば教えて欲しい。説明会ではインドネシアの例と中国は今のところ合法性の証明となる手続きがないという説明があったが、他の国も含めて進捗が分かるようにならないか。

A : 本ホームページに木材輸入国の国別概要というページを作成する予定です。

(社) 全国木材組合連合会において、主要木材輸出国の森林に関する法律、伐採手続、輸出許可制度等の合法証明のための情報把握のための調査事業を実施することとしており、この成果に基づき内容を充実させていきます。

Q 5 3 ミャンマーでは今年から「育林税」と約される税制度が設定されたと聞いている。この税金は伐採後の育林事業に使用されると聞いているので、この税金の納税証明があれば、合法性の証明となるのか。

A : ご指摘の制度の詳細を把握しておりませんが、仮にミャンマー政府が「納税証明は当該木材の伐採に係る合法性を証明するものである。」との見解であれば、合法性の証明となり得るものと考えます。

Q 5 4 : ミャンマー～中国の越境輸入については違法とされてきたが、育林税の納税証明があれば、合法と証明できるのか。

A : ご指摘の制度の詳細を把握しておりませんが、仮にミャンマー政府が「納税証明は当該木材の伐採に係る合法性を証明するものである。」との見解であれば、合法性の証明となり得るものと考えます。

Q 5 5 : 中国から輸入する場合、どのような手続きや書面が合法性の証明となるのか。

A : 今のところ、公的な書面で合法性の証明となるものは確認されていないと聞いています。また、上述のとおり、全国木材組合連合会において、主要木材輸出国の調査を行うこととしており、この成果については、今後順次ホームページにおいて情報提供することとしております。

国産材と同様に、ガイドラインに示す3つの方法のいずれかにより証明していただければと思います。

Q 5 6 : コルクタイル、コルクシートをポルトガルから輸入している。原材料のコルク桿の樹皮は、採取後9～10年で再生するが、再生の期間はポルトガルの国で決められている。ワインなどのコルク栓を取った後の残材を利用しているので、エコマークを取得しているが、このような製品でも合法性の証明が必要なのか。

A : 残材等の再生資源については、合法性の証明の必要はありません。

Q 5 7 : 木製扉は特定調達品目か。

A : グリーン購入法の調達方針の”建具”の中に、特定調達品目として、木製扉の記載がありませんので、対象とはなりません。今後対象となる可能性はあります。

Q 5 8 : 対象品目は今後増えていくのか。具体的には、システムキッチンや床材は対象品目になるのか。

A : 対象品目は、環境問題に対する意識の高まりから、今後増えていくものと思われます。システムキッチンや床材についても、合法証明木材・製品の流通事情を勘案し、対象品目に加えられる可能性があると考えております。

Q 5 9 : 国や都道府県の施設や住宅はグリーン購入の対象となるのはわかるが、公社等による分譲住宅事業もグリーン購入の対象となっているのか。

A : 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」において定められている独立行政法人等に該当する機関が調達する環境物品等が対象となります。したがって、例えば、独立行政法人が行う公共工事も対象となります。(※なお、都市再生機構は、分譲住宅事業について撤退したことです。)

Q 6 0 : 合法性の証明は納品時のみに必要で、入札時には必要ないのか。

A : 証明書の提示は納品時において必要となります。

Q 6 1 : 合法性の証明をするのに第三者の認証は必ず必要か。チップ、木粉など原産地（伐採証明）がロット毎に把握できにくいものがある。

A : ガイドラインでは3つの証明方法を例示しており、このうち①森林認証を活用する方法、②業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法、については、それぞれ第三者機関（業界団体を含む）からの認証（認定）が必須となっています。また、③企業独自で行う証明方法については、第三者の認定は必要とはしておりませんが、証明の信頼性を確保するために、その取組状況について、第三者による監査等を行うことが望ましいと考えております。

Q 6 2 : ここでいう第三者とはどういったところを想定しているのか。

A : 第三者による監査とは、例えば、森林認証制度やISO認証制度などのように、第三者機関が事業者の取組を客観的な基準に基づき審査・評価等する場合が想定されますが、業界団体についても、その構成員である企業等にとっては、第三者機関に該当すると考えられますので、Q & Aで回答した、第三者による監査については、業界団体がその構成員である企業等の取組を監査する場合も該当すると考えております。ただし、業界団体とその構成員である企業等との関係については、業界団体の基本規則（定款等）の内容（目的、活動内容、構成員、業務執行体制など）によっては、第三者といつても色々な態様があり得るものと思われます。

このため、業界団体がその構成員である企業等の取組み状況を監査する場合にあっては、その信頼性をより確保するよう措置（例えば、監査方法や評価手法の公表、外部委員の活用など）する中で、実施することが重要と考えております。

Q 6 3 : MDFなどに突き板などを貼る製品は、合法性の証明が必要か。

A : 必要です。

Q 6 4 : 収納什器にシステムキッチン、下駄箱、造り付け収納などは入るか。

A : 収納用什器にどのような製品（商品）が該当するのか、具体的なことについては、環境省にご確認いただきたいと思います。

Q 6 5 : 古材は合法性の証明が必要か。

A : 解体材、廃材などのリサイクル木材は、合法証明の必要がありません。古材については、民家の解体材でしょうから、証明の必要はありません。

Q 6 6 : グリーン購入法の基本方針に「品目及び判断の基準等」とあるが、木材関係の品目は何か。

A : 対象品目は、紙類（情報用紙、印刷用紙）、文具類、機器類（椅子、机、棚など）、インテリア・寝装寝具（ベッドフレーム）、公共工事（製材等【製材、集成材、合板、単板積層材】、再生木質ボード【パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板】）。特定調達品目とその判断の基準については、環境省が物品等の開発・普及の状況等に応じて毎年見直しを行います。

Q 6 7 : ユーカリ、アカシア、パイン系などの植林材で合法証明は必要か。

A : 植林材も含め、森林の伐採に当たって、法令上の手続が適切に行われていることが必要であり、植林材ということで合法証明が不必要とはいえません。

Q 6 8 : 3方法をミックスした場合は合法証明材といえるのか。例えば、海外のサプライヤーが森林認証を取得して製品を供給し、流通業者が団体認定を取得した場合は。

A : 伐採から加工・流通までの各段階において、3方法のいずれかにより証明がなされ、証明の連鎖がなされていれば、3方法をミックスした場合にも合法証明材となります。

Q 6 9 : 実際に団体認定を取得したが、どうやって証明を行えばよいのか。

A : 加盟団体から認定されたA業者は、証明材の出荷に際し、証明書を作成し、B業者という出荷先へ引き渡します。証明書書式は、団体が提示する「合法性等証明書」（記載事項は団体認定番号、会社所在地、会社名、代表社名、樹種、品目、数量など）や既存の納品伝票に「合法性等証明書」と同様の事項を追記します。B業者（認定事業者）は、次の出荷先に、A業者の証明書を引き渡す必要はありません。

Q 7 0 : 建材メーカーが床材、階段材、窓枠、室内ドアなどを生産・販売する場合、床メーカーで構成する団体からの認定で他品目の証明を行えるのか。

A : 前述のとおり、認定団体が当該業種（品目）に関する審査を行うことができる体制を確保している場合は可能です。認定は事業所・業種ごとに行なわれ、原則として分別管理の単位ごとに、それぞれ別の認定団体番号が付けられることになります。

Q 7 1 : 海外からの木材・木材製品には輸出許可書のみで合法性を満たすか。

A : 海外からの木材・木材製品についても、伐採に当たって法的手続きが適切に行われていることが証明の始まりとなるので、輸出許可書のみでは合法性を満たしたことにはなりません。従って、木材及び木材製品を供給する各国の事業者においても、林野庁ガイドラインに示す森林認証・C o C認証や業界団体の認定事業者、あるいは個別事業者独自の取組により合法証明書を発行する必要があります。なお、インドネシアのように森林からの丸太搬出証明書（公的機関発行）と連動する形で発行される輸出許可書であれば、当該輸出許可書のみで合法性を満たすことは可能です。

Q 7 2 : 海外で団体認定を行う業界団体はどの国どの組織か。

A : 現在、団体認定に取り組むのはロシアのロシア極東木材輸出協会のみです。日本木材輸入協会はマレーシアのサラワク木材協会やインドネシアのインドネシア合板協会とも話し合いを実施しています。

Q 7 3 : 国産材（民有林および国有林）の伐採許可書はだれがどうやって発行するのか。

A : 森林所有者が、保安林においては都道府県知事が発行する伐採許可書（保安林内立木伐採許可通知書）の写しなどを、これ以外の森林においては森林所有者等が市町村長に提出する伐採届けの写しなどを立木の販売先に引き渡す必要があります。国有林の場合は、森林管理署等において必要な手続を行い、合法性等の証明事項を売買契約書に明記することとしております。

Q 7 4 : 国や独立行政法人は、グリーン購入で調達したものの合法性の確認を納入後に全ての物品等について行うのか。

A : 政府機関の調達者は、調達物品等の全てについて、その納入時に提出された合法証明書により確認します。これ以上チェックするかどうかは調達者の判断によります。

Q 7 5 : グリーン購入法に規定されている品目で、仮にある業者が証明書を偽造した場合はどうな罰則があるのか。

A : グリーン購入法には罰則規定はありませんが、納入業者が書類を偽造した場合は、虚偽記載として公正取引委員会か、国等の会計関連法令に基づき処置が行われます。これ以外の事業者においては、民法等に基づく訴訟の場で判断される場合もあり得ます。なお、団体認定を受けた事業者がこれを行い、団体が悪質と判断した場合は、団体のホームページ等において社名を公表することもあり得ます。

Q 7 6 : 合法証明を行うA社の納入元が仮に偽造等を行った場合、A社の責任が問われるのか。

A : A社が適切に合法証明を行っていれば、道義的な責任はともかく法的な責任を問わされることはありません。

Q 7 7 : 購入した製品について購入者自らがそれまでの証明の裏付けを行う必要があるのか。

A : 国等への納入の途中段階の業者にあっては、ガイドラインに書いてある3つの証明方法をとつていれば、疑いのある場合を除き、基本的にそれ以上の証明の裏付けをする必要はありません。

Q 7 8 : モデルケースとして以下の場合に、各業者はどうやって合法証明に取り組むべきか。モデルケース：マレーシア産丸太を国内合板メーカーがA商社から購入し、合板を製造。2次加工メーカー（認定事業者）がその合板とB商社（認定事業者）から購入した中国産ナラ単板で天然ツキ板化粧合板を製造。1次問屋（認定事業者）、2次問屋（認定事業者）を経て、内装業者（認定を受けていない）が政府に直接納入した。

A : 基本的には、各段階の事業者はガイドラインに定める3方法（公的機関が発行する証明書も可）により証明書を発行することになります。このモデルについては、A商社が独自で合法性を証明することになり、その他は団体認定を受けた事業者により証明の連鎖が行われることとなります。なお、上記の場合、天然ツキ板化粧合板製造者が最終製造業者となります。製品の一つ一つに合法証明事項を印字する場合（印字自体が証明書になる）、これ以降の流通業者である1次問屋、2次問屋は製品を引き渡すことで合法性の証明が可能となります。（証明事項が印字されていればこれら問屋は団体認定が必要ない）。内装業者は、引き渡しを受けた製品について、合法性が証明されていることを確認（受領した納品伝票等にその旨を記載等）の上、内装工事を行います。

この内装業者は、ガイドラインに示す納入業者に該当し、政府と合法性等の証明材の納入に関する契約に基づき納入することから、証明に関する責任を有します。また、内装業者は、調達者に証明書を提出し、求めに応じて説明を行うこととなりますので、特に団体認定の仕組みを用意する必要はありません。

Q 7 9 : 加工・流通段階において納品書を活用する場合、どのようなことを記載すればよいのか。

A : 納品書には、出荷元、出荷先、品目、数量、年月日、住所等が記入されていることから、これに団体認定番号、合法木材であることを記載（スタンプも可）することで、証明書とすることができます。

Q 8 0 : 素材生産業と製材業など複数の業種を兼種している場合、それぞれ別の団体から認定を受けなければならないのか。

A : 所属している団体に複数の業種に関する審査体制がある場合、その団体が一つの事業体をそれぞれの業種（素材生産業、製材業等）ごとに審査して、複数の業種を認定することができます。認定は事業所・業種ごとに行われ、原則として分別管理の単位ごとにそれぞれ別の団体認定番号が付けられることになります。

Q 8 1 : 地方公共団体ではどのような扱いになるのか。

A : グリーン購入法では地方公共団体などにおいても環境物品等の調達に努める義務がありますので、今後、地方公共団体なども同様に合法証明木材が求められるものと考えられます。

Q 8 2 : 業者が任意に集まつたどのような団体でも認定団体になれるのか。

A : 定款、総会の記録、事務局体制などから継続的に活動を行っていることが説明できる団体であることが必要とされています。

Q 8 3 : 保安林を伐採する場合合法性を証明するにはどのような書類がいるのか？

A : 森林所有者は伐採を行う前に、都道府県の事務所に保安林内立木伐採許可申請書を提出し、都道府県から通知された許可決定通知書を保管しそのコピーを立木の販売先に渡して下さい。

立木を購入した素材生産業者が伐採許可をとる場合は、都道府県の事務所に保安林内立木伐採許可申請書を提出し、都道府県から通知された許可決定通知書を保管し、他の素材と分別した上で、合法木材である旨の証明書を素材の販売先に渡してください。その場合、素材生産業者は業界団体による認定を受ける必要があります。また、通知書のコピーに認定番号などを記入して証明書に代えることもできます。

Q 8 4 : 保安林以外で、森林施業計画を立てている場合は、どのように合法性を証明したらよいのか？

A : 森林所有者が森林施業計画を立てている場合、計画通りに伐採していることを示すため、施業計画書の当該部分のコピーを販売先に渡してください。

素材生産業者が森林所有者から委託を受けて森林施業計画を立てている場合は、計画通りに伐採していることを示すため、施業計画書の当該部分のコピーを保管し、他の素材と分別した上で、合法木材である旨の証明書を素材の販売先に渡してください。その場合、素材生産業者は業界団体による認定を受ける必要があります。また、計画書の当該部分のコピーに認定番号などを記入して証明書に代えることもできます。

Q 8 5 : 保安林以外で森林施業計画を立てていない場合は、どのように合法性を証明したらよいのか？

A : 施業計画を立てていない場合は、森林所有者は市町村役場に伐採届を提出し、市町村から通知された適合通知書または市町村の受領印が押印された届出書を保管し、そのコピーをその販売先に渡して下さい。

立木を購入した素材生産業者が手続きをとる場合は、市町村役場に伐採届を提出し、市町村から通知された適合通知書または市町村の受領印が押印された届出書を保管し、他の素材と分別した上で、合法木材である旨の証明書を素材の販売先に渡してください。その場合、素材生産業者は業界団体による認定を受ける必要があります。また、

届出書などのコピーに認定番号などを記入して証明書に代えることもできます。

Q 8 6 : 林地開発許可を得て伐採する場合など、森林法上の届け出が不必要な場合は、どのように合法性を証明したらよいのか？

A : 林地開発行為の許可を受けた方が許可地域にある樹木を立木販売する場合は、都道府県から通知された当該地区の林地開発の許可書を保管し、そのコピーを、販売先に渡して下さい。

Q 8 7 : 原木市場において、製材不適となり、チップ向けとなった原木についてどのように取り扱えばよいか。(合法証明が必要なのか)

A : 原木市場において、製材用として入荷した原木について、径級・長さ・品質別に仕分けした結果、製材用には適さず、やむを得ずチップ用として取り扱われることとなった原木については、再生資源の有効利用を図るとの観点から、グリーン購入法の基本方針の「判断の基準」に記述された“合板・製材工場から発生する端材等の再生資源”として取り扱うことも可能と考えられます。

Q 8 8 : 住宅地の造成やダムの開発等に伴い伐採され、行き場が無くチップ工場へ搬入されてきた木材の合法性を証明するには、具体的にどのような証明書を必要とし、どのような手続き等が必要となるか。

A : 当然のことながら、住宅地造成やダム開発等に係る立木の伐採についても、森林関係法令上の手続きが適切になされていることが、合法性証明の始まりとなります。これらの手続きを行ったうえで、証明書については、①当該立木の伐採許可書（届出）の写し、②工事契約書の写しに①の伐採許可（届出）済みである旨を記載、③立木の所有者自らが作成する証明書などが考えられますが、証明に係る手間等も勘案し、証明を行う事業者において適宜判断して対応していただきたいと考えております。

一方、法令による伐採制限の対象とならない立木については、その立木の所有者が自ら作成する証明書（所有者名、住所、樹種、数量、法規制が無く適切に伐採した旨等を記述）により、合法性の証明を行うことができるものと考えられます。

なお、グリーン購入法の基本方針において、間伐材、端材等の再生資源については、証明不要しております。このため、例えば、「当該住宅地造成やダム開発等に係る伐採材が、通常であれば端材等（林地残材）として廃棄されることから、これを再生資源として有効利用を図る」とのことであれば、特に合法性の証明を行うことなく、端材等の再生資源として流通させることも可能と考えられます。

これら住宅地造成やダム開発等に係る伐採材について、合法証明材とするか、端材等の再生資源とするかは、木材の用途・価値、搬出コスト等を勘案し、供給者が合理的な説明を行うことのできる範囲のなかで判断すべきものと考えます。

以上

違法伐採対策に関する
全国木材組合連合会の行動規範

社団法人全国木材組合連合会
制定 平成18年3月24日

社団法人全国木材組合連合会（全木連）は平成14年（2002年）11月森林の違法伐採に関する声明を発し、「現在世界的に問題になっている違法伐採は、森林環境に重大なダメージを与えるばかりでなく、持続的森林経営を損なう恐れがある。また、木材需要の大半を輸入木材に依存している我が国において、木材及び木材産業に否定的な印象を与えることになり、その結果、木材利用の障害となる恐れがある。」として、これに対する関係各国の努力を求めるとともに、木材業界として違法伐採され不法に輸入された木材を取り扱わないように求めてきた。

このような中で、平成17年7月に英国で開催されたG8サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。

これらを踏まえ、全木連は、違法伐採対策に関する行動規範を制定し、ここに公表する。

（違法伐採に対する反対）

1 全木連は、全世界の森林に対する森林生態系の維持に支障となる行為や持続的森林経営を阻害する行為等、森林の健全性を損なう恐れのある全ての不法行為に対し、強く反対する。

（生産国及び各政府の取組への要請）

2 全木連は、木材生産国が取組んでいる各種の違法伐採対策を支持し、その継続と実効性の確保に期待する。また、木材消費国がこれに積極的に協力することを求める。さらに、全木連は、持続的森林経営の実現に向け、違法伐採対策をはじめとする森林の健全性を確保するための国際機関及び各国の努力に敬意を表する。

（日本政府の取組への支持）

3 全木連は、日本国政府による違法伐採対策の取組を全面的に支持するとともに、これに積極的に協力する。

(合法性等の証明された木材・木材製品の普及の促進)

- 4 全木連は、合法性、持続可能性の証明された木材・木製品の供給の促進に向けた普及の推進に努力するものとする。

(合法性等の証明のための事業者の認定)

- 5 林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、全木連の会員事業者*の認定を行い、その供給の促進に努めるものとする。

(他の団体との連携)

- 6 全木連は、違法伐採対策の実施に当たって、木材表示推進協議会、その他の木材産業関係団体及びN G O等との連携を図る。

(情報の公開)

- 7 全木連は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

*

全木連の会員事業者とは、都道府県木（協）連及び業種別団体の会員をいう。

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領

社団法人全国木材組合連合会

第一 目的

本実施要領は（社）全国木材組合連合会（以下「当団体」という）が平成18年3月24日に作成し、公表した「違法伐採対策に係る全木連行動規範」（以下「行動規範」という。）で規定する「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」により、当団体の合法木材供給認定事業体（以下、「認定事業体」という）として木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領にもとづく認定は当団体の会員を対象とし、会員外の認定についての事項は、必要があれば別途定める。

第三 合法木材供給事業者認定申請

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「合法木材供給事業者認定申請書」を、別記1-1で定める手数料及び初年度の維持費とともに、当団体へ提出しなければならない。
- 2 前項の初年度維持費は認定されなかった場合返納される。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 当団体は、本実施要領に基づく事業者の認定のため会長が指名する審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「合法木材供給事業者認定申請書」の内容について、本実施要領「第五 認定要件」及びガイドラインの趣旨の基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定した上で申請者にその結果を通知する。必要がある場合は現地審査を実施する。
- 3 当団体は審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 合法木材供給事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
(分別管理)

①合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という。）とそれ以外の木材・木材製品（以下「非合法木材」という。）を分別して保管することが可能な場所を有していること。

②出入荷、加工、保管の各段階において合法木材と非合法木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

（帳票管理）

③合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

④関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

（責任者の選任）

⑤本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 合法木材供給事業者認定書の交付及び公表

- 1 当団体は認定事業者に対して、別記2で定める「合法木材事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を当団体のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法材の出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法木材であることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、別記3とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記4で定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告」により、合法木材の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年6月末までに、当団体へ報告する。
- 2 当団体は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立ち入り検査

当団体は、必要に応じて、認定事業者による合法木の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、当団体から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当該団体に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取り消し

- 1 当団体は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を団体のホームページ等に公表するものとする。

①証明書の記載事項に虚偽があったとき。

- ②認定事業者から認定の取消申請があつたとき。
 - ③認定事業者が認定事業体の要件に適合しなくなつたとき。
- 2 当団体は、認定を取り消したときは、別記5で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

附則 この実施要領は、平成18年4月1日から施行する。

合法木材供給事業者認定申請書

平成 年 月 日

社団法人全国木材組合連合会 殿

(申請者)

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

貴団体の認定を得て木材・木製品の合法性・持続可能性の証明を行いたいので、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 創業年、従業員数 :

2 取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量 : (別添1)

3 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況 : (別添2)

4 分別管理及び書類管理の方針 : (別添3)

5 その他(注) : (別添4)

注: その他には、資格(ISO、JAS等)を持っていれば記入して下さい。

別記1-1

合法性合法木材認定にかかる経費

認定手数料

書類審査のみの場合 1万円

現地調査が必要な場合 実費

維持費

年額 1万2千円

別添3

分別管理及び書類管理方針書（例）

〇〇製材（株）

平成 年 月 日作成

本方針書は、全国木材組合連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範（平成18年3月24日）」を受け、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品（以下「証明材」という。）の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品の取扱に当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、合法木材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材であるかそれ以外の木材であるかを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、合法木材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・製材加工に当たっては、合法木材とそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・製材品の出荷に当たっては、合法木材であることを確認の上、納品書に記載する。
- ・製材品の保管に当たっては、合法木材を原料として製造した製材品と、それ以外の木材を原料として製造した製材品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（書類管理）

- ・分別管理責任者は、合法木材及びそれ以外の木材に係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・合法木材の出入荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

合法木材供給事業者認定書

平成 年 月 日

殿

社団法人全国木材組合連合会
会長 庄司橙太郎

平成 年 月 日付けで申請のありました合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定申請について、当団体の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号 :

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

認定の有効期間 : 平成 年 月 日～平成 年 月 日

(注) 申請内容に変更があった場合は届け出て下さい。

番号
平成 年 月 日

木材・木製品の合法性・持続可能性証明書

殿

事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名：
団体認定番号：

下記の物件は、持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原材料としていることを証明します。

記

- 1 樹種 :
- 2 品目(注③) :
- 3 数量(注④) :

(注)

- ①本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報(団体認定番号、合法木材である等)を追加記載することで証明書とすることも可能です。
- ②上記は合法性、持続可能性を証明する場合の例であり、合法性のみを証明する場合は持続可能性に係る記述を省略して下さい。
- ③丸太、製材、合板、集成材等を記述して下さい。
- ④商取引上の単位(m³、本、kg、枚など)にて記述して下さい。

別記4 (合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告(例))

平成 年 月 日

社団法人全国木材組合連合会 殿

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

団体認定番号 :

合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の
取扱実績報告

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領第八により、下記のとおり合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績を報告します。

記

1. 期間 平成 年 4月 1日～平成 年 3月 31日

2. 木材・木製品の取扱量（総数） 原木（原料）入荷量 m3
製品出荷量 m3

3. うち合法性・持続可能性の証明されたもの 原木（原料）入荷量 m3
製品出荷量 m3

備考 :

(注)

- ①上記は合法性・持続可能性が証明された木材・木製品の実績を報告する場合の例であり、合法性のみの場合は持続可能性に係る記述を省略して下さい。
- ②原木（原料）入荷量よりも製品出荷量が多くなる場合については、備考にその理由を記述して下さい。

合法木材供給認定事業者の認定取消通知書

平成 年 月 日

殿

社団法人全国木材組合連合会
会長 庄司橙太郎

貴事業体については、平成 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定要領第十の規定により、〇年〇月〇日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号 :
- 2 事業者の名称 :
- 3 代表者の氏名 :
- 4 事業者の所在地 :
- 5 取消の理由

日本木材輸入協会

行動規範 および 違法伐採対策

日本木材輸入協会(以下、当協会)は、木材・木材製品の輸入業者が会員となって構成する任意団体である。当協会の会員は、相互に緊密に連携し、輸出業者および需要家との意思の疎通を図り、社会のニーズに合った木材の安定供給に努める。

当協会の会員は、我が国のみならず世界中において、環境、社会、経済の調和のとれた森林経営、木材生産がなされることが必要と認識する。その上で、我が国および世界の各地域の木材産業の健全な発展を期した木材貿易を行うものとする。

当協会は、違法伐採とは、伐採禁止樹種の伐採、盗伐、禁止区域における伐採など、当該国の法律に違反する木材の伐採と搬出であると認識する。木材生産国における森林法及び関連法令の執行については、基本的に主権のある当該国行政の責任であると認識するが、当協会およびその会員も、次の考え方に基づき違法伐採対策に取り組むこととする。

1. 当協会は、法令によって保護が指定された森林の保全と、伐採が禁止されている地域での違法伐採をなくすための世界的な活動を支持する。
2. 当協会は、木材生産国が、持続的森林経営と違法伐採対策の継続と実効性の確保を行うことを支持する。
3. 当協会は、当協会の会員に対して、木材生産国における木材の伐採や搬出に関する法令を遵守するよう求める。
4. 当協会は、違法伐採対策をはじめとする持続可能な森林経営の実現に向けた国際機関および各国の努力に敬意を表するとともに、我が国政府による国際的な協力活動を支持する。
5. 当協会は、違法伐採やそれに伴う違法取引に対抗するため我が国政府が取り組む対策に協力する。

2005年 11月 29日

日本木材輸入協会
会長 谷山 順一

日本木材輸入協会

合法性等の証明に係る事業者認定実施要領

2006年(平成18年)3月29日

1. 目的:

当協会は、「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」(以下、「団体認定方式」)により、木材・木材製品の合法性等の証明を行おうとする当協会会員が認定を受けるための実施要領を以下の通り定める。

2. 申請書の提出:

本実施要領に基づき認定を受けようとする当協会会員は、別記①で定める「事業者認定申請書」を当協会へ提出しなければならない。

3. 審査及び通知:

- 1) 当協会は、本実施要領に基づく事業者の認定のための審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。審査委員会の運営に関する事項は、別途定めることとする。
- 2) 当協会は、審査結果を申請者に通知するものとする。

4. 事業者の認定要件:

認定事業者は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- ① 合法性等が証明された木材・木材製品(以下、証明材という)と、それ以外の木材・木材製品(以下、非証明材という)を分別して保管することが可能な場所を有している、又は確保(営業倉庫を含む)していること。入出荷、加工、保管の各段階において、証明材と非証明材とが混在しないよう管理されていること。
- ② 証明材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ③ 関係書類(証明書を含む)を 5年間保存すること。但し、認定事業者がこれらに関する文書の保存期限を別途定めている場合はそれに合わせることとする。
- ④ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

5. 事業者認定書の交付及び公表:

- 1) 当協会は、認定事業者に対して、別記②で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日は隨時公表するものとする。
- 2) 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

6. 認定事業者による証明書発行:

- 1)認定事業者は、証明材の出荷に当って、証明書を作成し出荷先に引き渡すものとする。
- 2)証明書の様式は、別記③で定める書式、又は既存の納品書等に別記③と同等の事項を追加記載することで証明書に代えることができるものとする。

7. 取引実績報告:

- 1)認定事業者は、別記④で定める「合法性等の証明された木材・木材製品の取扱実績報告」又はそれと同等の様式により、証明材の取扱等にかかる1月～12月の販売実績を翌年2月末までに、当協会へ報告するものとする。

一方、仕入実績は、認定事業者が当協会に毎月提出する「輸入報告書」に証明材と非証明材の別を追加記載し、当協会がそれを集計するものとする。

- 2)当協会は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を必要に応じて公表する。

8. 検査と認定取り消し:

- 1)当協会は、必要に応じて、認定事業者による証明材の取扱が適正であるか否かを検査することができるものとする。
- 2)当団体は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。
 - ①証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ②認定事業者から認定の取消申請があったとき。
 - ③認定事業者の認定要件を満たさなくなったとき。
- 3)当協会は、認定を取り消したときは、別記⑤で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。
- 4)認定を取り消された事業者は、取り消された日より2年間は再申請できないものとする。

9. 本件に関して公表を行う場合は、業界紙への掲載をもって実施する。

附則：この実施要領は、2006年(平成18年) 4月1日から実施する。

以上

分別管理及び書類管理方針書

(以下の商品名等は適宜修正願います)

○○○○株式会社
2006年(平成18年)○月○○日作成

本方針書は、日本木材輸入協会が作成した「合法性等の証明に係る事業者認定実施要領(2006年3月29日)」を受け、合法性等の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当社において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品の取扱に当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・分別管理を適切に行うため、○○○○(氏名)を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・原木の入荷に当たっては、証明書等により証明材であるか非証明材であるかを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、証明材と非証明材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・製品加工に当たっては、証明材と非証明材が混在しないように加工する。
- ・製品の出荷に当たっては、証明材であることを確認の上、証明書を添付する。
- ・製品の保管に当たっては、証明材を原料として製造した製品と、非証明材を原料として製造した製品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

- ・書類管理を適切に行うため、○○○○(氏名)を書類管理責任者として定める。
- ・書類管理責任者は、証明材及び非証明材に係る原木入荷量及び出荷量、あるいは原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・証明材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

事業者認定申請書

2006年(平成18年) 月 日

日本木材輸入協会
会長 谷山 順一 様

(申請者)

事業者の所在地:

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

日本木材輸入協会の認定を得て木材・木材製品の合法性等の証明を行いたいので、合法性等の証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記の通り関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数 :
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量 :

- 3 分別管理及び書類管理の方針と責任者 :
- 4 その他 :

事業者認定書

2006年(平成18年) 月 日

殿

日本木材輸入協会

会長 谷山 順一

2006年(平成18年) 年 月 日付で申請のありました合法性等の証明に係る事業者認定申請について、当協会の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号 :

事業者の所在地:

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

認定の有効期間: 2006年(平成18年) 年 月 日～200 年(平成 年) 月 日

(注)申請内容に変更があった場合は届け出て下さい。

別記③（証明書の様式）

番号

2006年(平成18年) 月 日

木材・木材製品の合法性等証明書

殿

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：

下記の物件は、合法的に伐採された木材のみを原材料としていることを証明します。

記

1 品 目 :

2 数 量 :

(注)

- ①本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報（団体認定番号、合法性証明材である等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。
- ②丸太、製材、合板、集成材等を記述して下さい。

別記④（合法性等の証明された木材・木製品の取扱実績報告）

200 年(平成 年) 月 日

日本木材輸入協会
会長 谷山 順一様

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：

合法性等の証明された木材・木材製品の 取扱実績報告

合法性等の証明に係る事業者認定実施要領 7. により、下記のとおり合法性等の証明された
木材・木材製品の取扱実績を報告します。

記

1. 期 間 2006年1月1日～2006年12月31日

2. 合法性等の証明された木材・ 入荷量 m3
木材製品の取扱量(総数) 出荷量 m3

備考：

(注) 原木(原料) 入荷量よりも製品出荷量が多くなる場合については、備考にその理由を記述して下さい。

認定事業者の認定取消通知書

200 年(平成 年) 月 日

殿

日本木材輸入協会

会長 谷山 順一

貴事業体については、2006 年(平成 18 年) 月 日付で認定事業者として認定しましたが、合法性等の証明に係る事業者認定要領 8. の規定により、200 年(平成 年) 月 日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号 :
- 2 事業者の名称 :
- 3 代表者の氏名 :
- 4 事業者の所在地:
- 5 取消の理由 :

※保安林伐採許可書の写しを活用した証明

証明書の引渡
先を記載して
下さい。

杉山 太郎 殿

保安林内立木伐採許可決定通知書

山田 一郎 殿

第 号

年 月 日付けで申請のあった立木の伐採については、森林法第34条第1項の規定に基づき、下記により許可する。

年 月 日

○○県知事

印

記

1 保安林の指定の目的

森林の所在場所					伐採の方法別	伐採する立木の樹種及び年齢	伐採面積及び伐採立木材積ヘクタール(m ³)	備考
市郡	町村	大字	字	地番				

2 許可の条件

(1) 伐採期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、やむをえない事由によりこの期間に伐採を終了できないときは、60日を超えない範囲内で期間の延長を申請することができる。

(2) 搬出期間、搬出方法等

(教示)

- 1 この許可について不服がある場合には、………。
- 2 この許可については、………。
- 3 不服の理由が、………。

備考 許可が、森林法第25条第1項第4号から第11号までに掲げる目的を達成するための指定に係る民有林に関するものである場合にあっては、教示文中「農林水産大臣」とあるのは「○○県知事」と、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」とする。

※伐採届の写しを活用した証明

(森林所有者段階の証明書の例)

証明書の引渡先を
記載して下さい。

伐採及び伐採後の造林届出書

杉山 郎 殿



平成 年 月 日

住 所: ○○県○○町○○1丁目2番地
届出人氏名: 山田 一郎 印

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

市町村	大字	字	地番	伐採の方法		伐採樹種	伐採年間	伐採の期間	伐採後林の造林方法	樹種別造林面積	植栽本数	伐採跡地の用途	備考
				伐採面積	主間伐別								

※森林施業計画認定書の写しを活用した証明

杉山 太郎 殿

証明書の引渡先を
記載して下さい。

森 林 施 業 計 画 認 定 書

認定番号 XX-YY

年 月 日

山田 一郎 殿

○○町長 印

森林法第11条第1項の規定により、 年 月 日に請求のあった森林施業計画については、これを適当であると認定する。

森林施業計画の概要（伐採箇所）

- ・森林の所在地
- ・樹種
- ・伐採面積
- ・伐採材積

伐採箇所に係る情報を記述して下さい。また、これに代えて、森林施業計画書の該当箇所の写しを添付することもできます。

(森林所有者段階の証明書の例)

※独自に作成する証明書

番号

平成 年 月 日

合法木材証明書

殿

住所 :

氏名 :

下記の物件は、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続を適切に行っている
ものであることを証明します。

記

- 1 伐採許可（届出）年月日、許可番号、許可書発行先(注①)
- 2 物件（森林）所在地：
- 3 伐採面積 : ha
- 4 樹種 :
- 5 数量（注④）:

(注)

- ①国又は地域の森林の伐採に関する法令の手続が適切に行われていることを示す伐採許可番号等の情報を記述して下さい。
- ②本様式による証明書の作成に代えて、伐採及び伐採後の造林届や伐採許可書等の写しを引き渡すことで証明書とすることも可能です。
- ③上記は合法性を証明する場合の例であり、持続可能性を証明する場合は、持続可能性に係る記述を付加して下さい。
- ④材積又は本数等の数量に係る情報を記述して下さい。

※保安林伐採許可書の写しを活用した証明

保安林内立木伐採許可決定通知書

杉山 太郎 殿

第 号

山田 一郎 殿

年 月 日付けで申請のあった立木の伐採については、森林法第34条第1項の規定に基づき、下記により許可する。

年 月 日

○○県知事

印

記

1 保安林の指定の目的

森林の所在場所					伐採の方法別	伐採する立木の樹種及び年齢	伐採面積及び伐採立木材積ヘクタール(m³)	備考
市郡	町村	大字	字	地番				

2 許可の条件

(1) 伐採期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、やむをえない事由によりこの期間に伐採を終了できないときは、60日を超えない範囲内で期間の延長を申請することができる。

(2) 搬出期間、搬出方法等

(教示)

1 この許可について不服がある場合には、.....。

2 この許可については、.....。

3 不服の理由が、.....。

備考 許可が、森林法第25条第1項第4号から第11号までに掲げる目的を達成するための指定に係る民有林に関するものである場合にあっては、教示文中「農林水産大臣」とあるのは「○○県知事」と、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」とする。

○○ ○○ 殿

上記のとおり合法性を証明します。平成○○年○○月○○日

ZZZ林産(株) 杉山太郎 印

認定番号: □□第○○○号

住所:

証明書の引渡先を
記載して下さい。

証明に必要な事項(合法木材であること、認定番号等)を記載
して下さい。

(注) 持続可能性を証明する場合には、持続可能性に係る記述を付加して下さい。

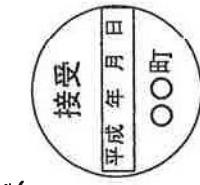
証明書様式2-2

※伐採届の写しを活用した証明

(素材生産業者段階の証明書の例)

伐採及び伐採後の造林届出書

平成 年 月 日

住所：○○県○○町○○1丁目2番地
届出人氏名：山田 一郎 印

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

市町村	大字	字	地番	伐採の方法			伐採樹種	伐採樹齡	伐採の期間	伐採後の林地の面積	樹種別造林面積	植栽本数	伐採跡地の用途	備考
				伐採面積	伐採主間	伐採別								

○○○○ 殿
上記のとおり合法性を証明します。平成○○年○○月○○日
○○○○ 証明に必要な事項(合法木材であること
と、認定番号等)を記載して下さい。
証明書の引渡先を記載して下さい。
認定番号：□□第○○○○号
住所：

(注)持続可能性を証明する場合には、持続可能性に係る記述を付加して下さい。

※森林施業計画認定書の写しを活用した証明

杉山 太郎 殿

森 林 施 業 計 画 認 定 書

認定番号 XX-YY

年 月 日

山田 一郎 殿

○○町長 印

森林法第11条第1項の規定により、 年 月 日に請求のあった森林施業計画については、これを適当であると認定する。

森林施業計画の概要（伐採箇所）

- ・森林の所在地
- ・樹種
- ・伐採面積
- ・伐採材積

証明書の引渡先を記載して下さい。

○○ ○○ 殿

証明に必要な事項（合法木材であること、認定番号等）を記載して下さい。

上記のとおり合法性を証明します。平成○○年○○月○○日

ZZZ林産（株） 杉山太郎 印

認定番号：□□第○○○号

住 所：

（注）持続可能性を証明する場合には、持続可能性に係る記述を付加して下さい。

(素材生産業者段階の証明書の例)

※独自に作成する証明書

番号

平成 年 月 日

合法木材証明書

殿

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

団体認定番号 :

下記の物件は、合法的に伐採された原木であることを証明します。

記

1 樹種 :

2 品目（注③）:

3 数量（注④）:

（注）

①上記は合法性を証明する場合の例であり、持続可能性を証明する場合は持続可能性に係る記述を付加して下さい。

②本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報（団体認定番号、合法木材であること等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。

③丸太、製材、合板、集成材等を記述して下さい。

④商取引上の単位（m³、本、kg、枚など）にて記述して下さい。

※納品書を活用した証明

(加工・流通業者段階の証明書の例)

納品書(出荷伝票)						
樹種	品等	寸法	数量	単材積	材積	金額

番号2005010001
平成 年 月 日

○○○○製材所
認定工場番号:□□□木連第0001号
氏名:山田 一郎 印
住所:○○県○○町○○1丁目2番地
電話:XXX-YYY-ZZZZ

発地(出荷場所) ○○○○製材所 ○○工場
着地(納入場所) ○○○○木材 ○○製品市場

証明に必要な事項(認定番号)を記載して下さい。

上記の製材品は合法的に伐採された木材のみを原料としています。
証明に必要な事項(合法木材であること等)を記載して下さい。

(注)持続可能性を証明する場合には、持続可能性に係る記述を付加して下さい。

(加工・流通業者段階の証明書の例)

※独自に作成する証明書

番号

平成 年 月 日

合法木材証明書

殿

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：

下記の物件は、合法的に伐採された木材のみを原材料としていることを証明します。

記

1 樹種：

2 品目（注③）：

3 数量（注④）：

(注)

①上記は合法性を証明する場合の例であり、持続可能性を証明する場合は持続可能性に係る記述を付加して下さい。

②本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報（団体認定番号、合法木材であること等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。

③丸太、製材、合板、集成材等を記述して下さい。

④商取引上の単位（m³、本、kg、枚など）にて記述して下さい。

グリーン購入法への対応についての提案

——間伐材製品証明書の発行——

平成16年度のグリーン購入法特定調達品目として、「製材等」が指定されることに伴い、製材等を調達する国等の機関に対し、当該製材等が間伐材等を原材料としていることを証明しなければならない。

そこで、全木連としては、次のとおり証明書発行の仕組みを整備すると共に、間伐材製品の供給について提案する。

なお、この証明書の発行に関する手続きについては、発注者側の意向を聞いたものではなく、あくまでも特定調達品の供給者側である木材業界が、グリーン購入法の趣旨に添つて考えた証明方法の提案である。従って、工事発注者等の了解を得て始めてこの方法が有効になることを理解したい。

1. 製材等のグリーン購入法特定調達品目指定の概要

建築工事の大項目「資材」の中に「製材等」という項目を立て、この中の品目として「製材」、「集成材、合板、単板積層材」の2つが明記されることになる。

それぞれの判断基準は、製材が「間伐材、林地残材又は小径木」となっており、集成材等は「①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比率が10%以上あること。②居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散が平均値で0.3mg/l以下かつ最大値0.4mg/l以下であること。」とされた。

2. 間伐材製品の供給とその証明

都道府県木（協）連は、間伐材製品の入手の方法について建築工事の発注者に対し周知するとともに、その証明は、次のいずれかの方法で行うことを機関紙、業界紙、HP等で公表し、理解と協力を求める。

- (1) 製材・加工工場が証明書を発行し、納入業者を通じて発注者に提出する。
- (2) 間伐材製品を常時出荷することができる製材・加工工場、流通業者のリストを、県木連等の団体のHPで公表しておき、工事発注者又は資材納入業者に周知しておく。証明書は、求めに応じてこれらの製材・加工工場、流通業者又は県木連等の団体が発行する。
- (3) 間伐材製品であることを証明するため全国森林組合連合会が運営している「間伐材マーク」を添付した製材を、間伐材マーク使用認定工場又は一般の流通市場から購入する。

3. 都道府県木（協）連の指導

都道府県木（協）連は、証明書を発行する者に対し、以下のとおり指導すること。

（1）上記（1）の場合

製材・加工工場は、原材料となる間伐材等が、他の丸太と混材しないよう管理し、これを原材料とした製材であることを製材・加工工場自らが証明する。

この場合、当該間伐材等のトレイサビリティー確保のため、信頼の置ける素材生産業者又は原木市場の発行した間伐丸太証明書を保管しておく必要がある。

（2）上記（2）の場合

各都道府県木（協）連において、既に地産地消運動の一環として県産材認証制度等によって工場認証が実施され、そのリストがHPに掲載されている場合には、その中で間伐材製品の供給も可能であることを各工場に自主申告させ、HP上で公表することによって対応する。

この場合、証明書の発行は、製材・加工工場、流通業者又は県木連等の団体が行うことになるが、その手続きについてHP上に公表し、工事発注者の理解を求める。

（3）上記（3）の場合

「間伐材マーク使用規定」を運営しているのは全国森林組合連合会であり、間伐材マークの使用に当たっては、都道府県森連を通じマーク使用の認定を受ける必要がある。発注者が、間伐材マークを添付した材を求めている場合は、早急に必要な手続きを取るよう指導する。

4. 留意事項

以上を実施する際次の点に留意されたい。

- (1) 以上の証明書の発行に関する手続きについては、木材供給側が発注者側の意向を忖度して提案するもので、発注者側の了解を得たものではない。従って、工事発注者への周知と理解を得る方法については各自でご検討願いたい。
- (2) 建築工事発注者にとっては、グリーン購入法に基づく特定調達品目の調達は義務ではないので、間伐材製品がグリーン対象商品であることを知らない場合もある。そこで間伐材製品の利用拡大と併せて安定的供給体制についてPRすることが必要である。
- (3) また、傘下組合員に対しも、グリーン購入法に基づく間伐材製品の販売には証明書の発行が必要であることを十分周知するとともに、発注者の求めに応じて直ちに間伐材製品が供給できる体制を整備するよう指導する。なお、証明書の発行にあたっては別紙1の「間伐丸太証明書（案）」及び別紙2の「間伐材製品証明書（案）」を参考にされたい。
- (4) 間伐材製品を需要に応じて調達できない事態が発生した場合、あるいは証明書が発給されない場合は、全木連又は都道府県木（協）連に連絡するよう関係省庁を通じて出先機関、都道府県、その他に連絡する予定なので、対応方よろしくお願ひする。

（平成16年4月）

間伐丸太証明書

平成 年 月 日

下表の材は、間伐により生産された丸太であることを証明します。

間伐を実施した場所 〇〇郡△△村××地区

査 番	樹 種	径 級	長 級	本 数	材 積
No100-001	ヒノキ	14以下	3m	20本	0.8m3
No100-002	"	"	4m	40本	2.2m3
No100-003	"	16~20	3m	30本	
	"	22~28	6m	25本	
	スギ	14以下			

出荷先 〇〇原木市場 市日 平成16年3月 日購入業者 (株) G山製材所証明者 A森素材生産業代表者 代表 A森 B男 印〒 住所Tel FaxE-mail address

注1：本書は、丸太が森林整備のために実施される間伐により生産された材であることを証明するものです。

注2：本書は、間伐を実施した素材生産業者、森林組合等が発行し、当該材を購入した製材、加工工場に手交するものです。

注3：本書は、間伐箇所ごと、購入業者ごとに発行します。

注4：本書を受取った製材、加工工場は、他の取引に必要な証拠書類と共に保管しておき、求めに応じて提示しなければならない。

間伐材製品証明書

平成 年 月 日

下表の製材は、次の間伐材等を原材料とした製品であることを証明します。

間伐材等の購入先 〇〇原木市場（株）

材種	樹種	寸法	規格	本数又は材積
柱	ヒノキ	10.5cm×10.5cm×4m	JAS 1級	20本
母屋角	スギ	9.0cm×9.0cm×3m	—	40本
垂木	スギ	4.5cm×4.5cm×3m	—	30本

建築工事名 C 公民館建設工事 工事発注者 D 県開発公社

工事請負業者 E 建築株式会社 資材納入先 F 木材建材店

納入場所 建設現場 納入年月日 平成16年3月20日

証明者 (株) G 山製材所

代表者 代表取締役 G 山 H 夫 印

〒 住所

Tel Fax

E-mail address

注1：本書は、グリーン購入法における特定調達品目である製材が間伐材等を原材料として製造されたことを証明するためのものです。

注2：本書は、間伐材を原材料として製材を生産した製材・加工工場等が発行するもので、公共事業の建築の請負業者又は納材業者に手交するものです。

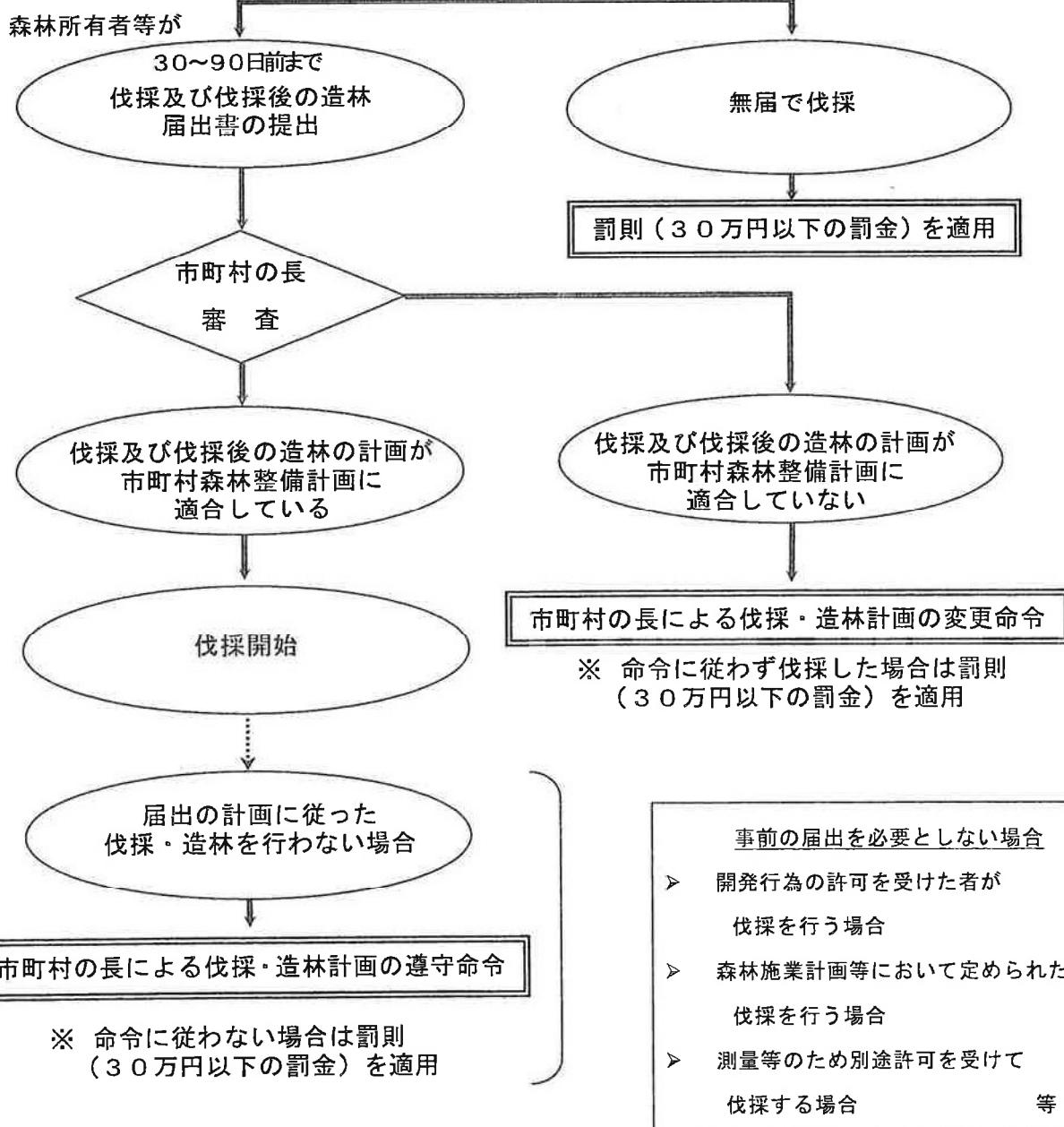
注3：本書は、建築工事ごと、荷口ごとに発行します。

伐採及び伐採後の造林の届出制度の概要

伐採及び伐採後の造林の届出制度は、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、立木の伐採及び伐採後の造林が、市町村森林整備計画を遵守して適正に行われるよう、市町村長に対して事前に当該行為の計画について届出を行うもの。

立木の伐採を予定する森林

地域森林計画対象森林となっている民有林（立木の伐採が許可制となっている
保安林及び保安施設地区の区域内の森林は除く）で立木を伐採する場合



伐採及び伐採後の造林届出書

市町村長 殿

年 月 日

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

住 所

法人にあつては、名称
及び代表者の氏名

森林の所在場所

市 町 村	大 字	地 番	伐採の方法			伐採の期間	伐採後 の造林の 方法	伐採後 の造林の 期間	伐採跡地の用途	備 考
			伐 採 面 積 (ha)	伐 採 率 (%)	伐 採 種 別 主 間 伐 別					
合計										

注意事項

- 1 伐採する森林の存する市長村ごとに提出すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 3 面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。
- 4 伐採種類別欄には、主伐をしようとする伐採率を記載すること。
- 5 伐採率欄は、立木材積による伐採率を記載すること。
- 6 伐採樹種欄には、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、ただまつ、とどまつ及びその他の針葉樹並びにぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 7 伐採齡欄には、伐採する森林が異輪林の場合には二段に分けて記載し、下段には伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢とを「○～○」のように記載すること。
- 8 伐採後の造林の方法欄には、植栽・人工植苗・ぼう非更新及び天然下種更新の別に区分して記載すること。
- 9 伐採後の造林種類には、造林の方法別に記載するとともに、複数の樹種を植栽する場合には植栽する樹種ごとに複数の行にわけて当該樹種を記載すること。
- 10 伐採跡地の用途欄には、伐採において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ、その供されることによる用途を記載すること。
- 11 伐採の期間が1年を超えるときは、伐採に関する年次別計画を添付すること。

伐採及び伐採後の造林届出書

平成 19 年 8 月 1 日

○○ 市長 殿

伐採する森林の在する
市町村に提出してください伐採の期間が一年を超える場合は
伐採に関する年次別の計画を添付
してください。

住 所 ○○市 △△町 字□□ 132

自署の場合は
押印は省略で
きます。

届出人氏名 △△林業 代表取締役 ○○ ○○ 印

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。
(記入例1) 主伐の場合

森林の所在場所				伐採の方法			伐採樹種	伐採齡	伐採の期間	伐採後の造林の方法	伐採後の造林の期間	伐採後の造林樹種	伐採後における造林の方法別 及び樹種別面積	伐採後に植栽する 樹種別面積 及び樹種別 の植栽本数 (ha)	伐採跡地の用途	備考	
市 町 村	大 字	字	地 番	伐採面積 (ha)	主 間 伐 別	伐 採 種 別											伐 採 率 (%)
○○市	△△	□□	1203	0.70	主伐	皆伐	100	スギ	60 [60-75]	平成19年9月20日～ 平成19年11月20日	植栽	平成20年4月5日～ 平成20年5月30日	スギ ヒノキ	0.50 0.20	1,500 600	造林の方法別、 樹種別に記入して ください。	
○○市	△△	□□	1202	3.50	主伐	択伐	45	カラマツ	45	平成19年9月20日～ 平成19年11月20日	植栽	平成20年4月5日～ 平成20年5月30日	ヒノキ	3.50	4,000		
○○市	△△	□□	1159	3.12	主伐	択伐	35	アカマツ	75 [50-80]	平成19年10月1日～ 平成20年1月30日	天然下種更新 (補助)	更新状況が悪い場合、植栽	3.12			刈り出し	
				計	7.32									7.32	6,100		
<p>主伐の場合 ・皆伐 ・択伐 を記入してください。</p> <p>伐採する森林が異齡林の場合、2段に分けて記入してください。 上段・最も多い立木の林齡 下段・伐採する立木のうちの最低林齡～最高林齡</p> <p>市町村森林整備計画において「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている箇所では植栽してください。 また、伐採跡地が適切に更新する方法を選択します。</p> <p>主伐の面積と、造林方法(天然更新を含む)の合計が一致するよう記入してください。</p>								<p>天然下種更新において、天然更新補助作業をする場合は(補助)とし、補助作業の内容を備考欄に記入してください。</p> <p>植栽 ・人工播種 ・ぼう芯更新 ・天然下種更新を記入してください。</p> <p>・スギ ・ヒノキ ・アカマツ ・クロマツ ・カラマツ ・エゾマツ ・トドマツ ・その他の針葉樹 ・ブナ ・クヌギ ・その他の広葉樹 など</p> <p>を記入してください。</p>									

(記入例2) 間伐の場合でも届出は必要です。

森林の所在場所				伐採の方法			伐採樹種	伐採齡	伐採の期間	伐採後の造林の方法	伐採後の造林の期間	伐採後の造林樹種	伐採後における造林の方法別 及び樹種別面積	伐採後に植栽する 樹種別面積 及び樹種別 の植栽本数 (ha)	伐採跡地の用途	備考
市 町 村	大 字	字	地 番	伐採面積 (ha)	主 間 伐 別	伐 採 種 別										
△△	□□	711	3.00	間伐			25	スギ	30	平成19年10月1日～ 平成19年12月30日						
				計	3.00											

(記入例3) 伐採跡地を森林以外に使用する場合でも届出は必要です。

森林の所在場所				伐採の方法			伐採樹種	伐採齡	伐採の期間	伐採後の造林の方法	伐採後の造林の期間	伐採後の造林樹種	伐採後における造林の方法別 及び樹種別面積	伐採後に植栽する 樹種別面積 及び樹種別 の植栽本数 (ha)	伐採跡地の用途	備考
市 町 村	大 字	字	地 番	伐採面積 (ha)	主 間 伐 別	伐 採 種 別										
○○市	△△	□□	151	0.55	主伐	皆伐	100	その他 広葉樹	24	平成19年10月1日～ 平成19年11月30日						ベンジョン 用地
				計	0.55											
<p>1.0haを超えないもののみを提出してください。 (*伐採跡地を森林以外に使用するための伐採で1.0haを超える跡地の転用は、この届出ではなく、都道府県に林地開発許可を申請しなければなりません。林地開発許可については、都道府県林務担当部局へお問い合わせください。)</p>																

森林施業計画制度の概要

目 的	森林所有者等の自発的意愿による計画的かつ効率的な森林施業の実施を図る。
作 成 主 体	森林所有者等（委託等により権原を取得して経営を行う者を含む）
認 定 主 体	市町村の長（計画対象森林が2以上の市町村にわたる場合は都道府県知事、2以上の都府県にわたる場合は農林水産大臣）
計 画 期 間	5年計画
計画対象森林	<ul style="list-style-type: none"> ・民有林（公有林、国有林分収造林地を含む） ・30ha以上の団地的まとまりをもった森林
計 画 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・40年以上の期間に係る森林施業の実施に関する長期の方針 ・5年間の植栽、造林、保育、間伐、伐採といった森林施業実施の計画 ・（共同して森林施業計画を作成する場合）森林施業の共同化に関する長期の方針、5年間の共同して行う計画の種類及びその実施方法、その他共同化に関する事項
主な認定基準	<p>[共通要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な間伐 ・伐採後の適切な植栽 <p>[水土保全林]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の伐期（標準伐期齢）より10年以上長い伐期で伐採 ・皆伐の場合、1伐区は20ha以下 <p>[森林と人との共生林]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として選伐で伐採 ・広葉樹林や天然林を維持造成 <p>[資源の循環利用林]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成長量程度を安定的に伐採
支 援 措 置 等	<p>①税制</p> <p>所得税：山林所得に係る森林計画特別控除 法人税：植林費の損金算入の特例 相続税：計画伐採に係る相続税の延納等の特例 地方税：特別土地保有税の非課税</p> <p>②金融</p> <p>農林漁業金融公庫資金における融資条件の優遇</p> <p>③補助事業等</p> <p>造林事業の助成水準の優遇 共通要件 森林整備地域活動支援交付金</p>

保安林における伐採手続きについて

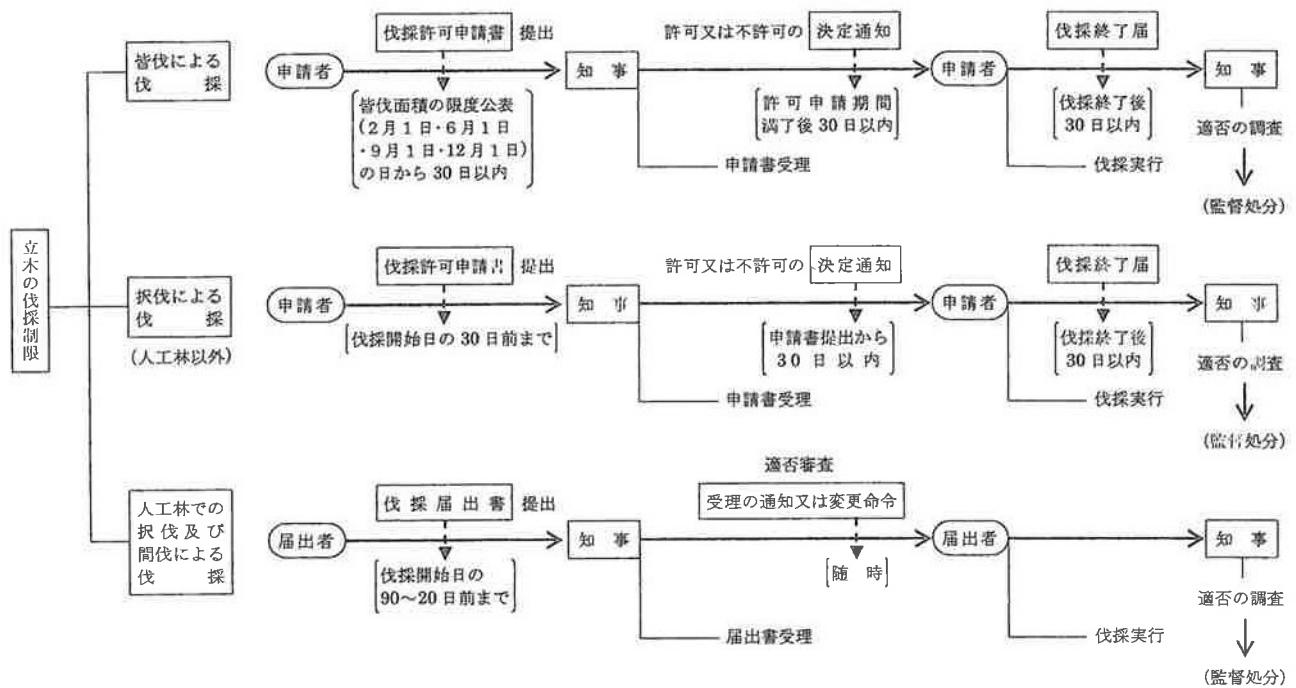
保安林は、森林法に基づき水源のかん養、災害の防備等森林の有する公益的機能上重要な森林として農林水産大臣又は都道府県知事が指定するものであり、その保全を図るために立木の伐採規制等が課されている。

○ 立木の伐採に係る手続きの概要

- ① 皆伐及び人工林以外の択伐を行う場合については、都道府県知事の許可を受ける必要。
- ② 間伐及び人工林の択伐を行う場合については、都道府県知事への事前の届出が必要（なお、指定施業要件に適合していない場合には、都道府県知事が変更命令を行う。）。

※ 指定施業要件とは、指定時に個々の保安林ごとに定められる立木の伐採の方法及び限度等のこと。

○ 手続きの流れ



II. グリーン購入法について

グリーン購入法の仕組み

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

目的（第1条）

環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について、

- ① 国等の公的部門における調達の推進 ⇒ 環境負荷の少ない持続可能な社会の構築
- ② 情報の提供など

国等における調達の推進

「基本方針」の策定（第6条）

各機関が調達方針を作成する際の基本的事項

国等の各機関（第7条）

（国会、裁判所、各省、独立行政法人等）

毎年度「調達方針」を作成・公表

調達方針に基づき、調達推進

調達実績の取りまとめ・公表
環境大臣への通知

環境大臣が各大臣等に必要な要請（第9条）

地方公共団体・地方独立行政法人（第10条）

- ・毎年度、調達方針を作成
- ・調達方針に基づき調達推進
(努力義務)

←…… 環境調達を理由として、物品調達の総量を増やすこととならないよう配慮（第11条）

事業者・国民（第5条）

物品購入等に際し、できる限り、
環境物品等を選択
(一般的責務)

情報の提供

製品メーカー等（第12条）

製造する物品等についての適切な環境情報の提供

環境ラベル等の情報提供団体（第13条）

科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供

国（政府）

- ◆ 製品メーカー、環境ラベル団体等が提供する情報を整理、分析して提供（第14条）
- ◆ 適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討（附則第2項）

グリーン購入法の基本方針における違法伐採対策の概要

1 対象品目等

- ①紙類（例：フォーム用紙、印刷用紙等）
- ②文具類（例：事務用封筒、ノート等）
- ③オフィス家具等（例：いす、机、棚等）
- ④インテリア・寝装寝具（例：ベッドフレーム）
- ⑤公共工事資材（例：製材、集成材、合板、フローリング等） 等

2 基本方針の概要

【判断の基準】

原料は合法性が証明されている木材であること（ただし、間伐材等は、未利用資源の有効活用の観点から合法性の証明が不要）。

○記載例（物 品）

バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。

【配慮事項】

原料は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたことが証明されている木材であること（ただし、間伐等は、未利用資源の有効活用の観点から持続可能性の証明が不要）。

○記載例（物 品）

バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

【備考欄】

証明方法は林野庁作成「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠していること。平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者と契約を締結している木材は証明不要。

○記載例（物 品）

紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であるとの証明は不要とする。

環境物品等の調達の推進に関する基本方針(抄)

平成19年2月2日閣議決定

木材関連部 分

別記

1. 定義

この別記において、「判断の基準」、「配慮事項」は下記のとおりとする。

「判断の基準」： 本基準を満たすものが「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等として、毎年度の調達目標の設定の対象となる。

「配慮事項」： 特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

2. 紙類

(1) 品目及び判断の基準等

【情報用紙】

フォーム用紙	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none">①古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。③塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none">①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
--------	--

インクジェットカラープリンター用 塗工紙	<p>【判断の基準】</p> <p>①古紙パルプ配合率70%以上であること。</p> <p>②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</p> <p>③塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
ジアゾ感光紙	<p>【判断の基準】</p> <p>①古紙パルプ配合率70%以上であること。</p> <p>②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</p> <p>③塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

備考) 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

【印刷用紙】

印刷用紙 (カラー用紙を除く)	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①古紙パルプ配合率70%以上であること。 ②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。 ③塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m²以下であること。 ④再生利用しにくい加工が施されていないこと。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
印刷用紙(カラー用紙)	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①古紙パルプ配合率70%以上であること。 ②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。 ③塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m²以下であること。 ④再生利用しにくい加工が施されていないこと。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

備考) 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

3. 文具類(共通部分のみ抜粋)

(1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	<p>【判断の基準】</p> <p>○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p> <p>②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法なものであること。</p> <p>③次の要件を満たすこと。</p> <p>ア。紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ。紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>③材料に紙が含まれる場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>注）文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準（●印）を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準（●印）を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみに上記の判断の基準を適用する。</p>
-------	--

備考) 8 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

13 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとす

る。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であるとの証明は不要とする。

4. オフィス家具等

(1) 品目及び判断の基準等

いす	【判断の基準】 ○大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器（表1に示された区分の製品に限る。）にあっては①の要件を、それ以外の場合にあっては、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は②、木質の場合は③、紙の場合は④の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、紙が含まれる場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. 表1に示された区分ごとの基準を上回らないこと。 イ. 表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。 ②再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 ③次の要件を満たすこと。 ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。 イ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、 $0.02\text{mg}/\text{m}^2\text{h}$ 以下又はこれと同等のものであること。 ④次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。
机	
棚	
収納用什器（棚以外）	
ローパーティション	
コートハンガー	
傘立て	
掲示板	
黒板	
ホワイトボード	

【配慮事項】

- ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
- ④材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出さ

	<p>れたものであること。</p> <p>⑤材料に紙が含まれる場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
--	---

備考) 2 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の 95%以上であるものをいう。

5 放散速度が $0.02\text{mg}/\text{m}^2\text{h}$ 以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆☆の基準を満たしたもの。

イ. 上記 ア. 以外の木質材料については、日本工業規格 A1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

7 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

5. OA機器

5-10 記録用メディア

(1) 品目及び判断の基準等

記録用メディア	<p>【判断の基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと〔判断の基準はケースに適用〕。</p> <ul style="list-style-type: none">①再生プラスチックがケース全体重量の30%以上使用されていること。②厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。③植物を原料とするプラスチックが使用されていること。④紙製にあっては、古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法なものであること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none">①材料に紙が含まれる場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
---------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「記録用メディア」は、直径12cmのCD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAMとする。

3 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であるとの証明は不要とする。

13. インテリア・寝装寝具

13-4 ベッド

(1) 品目及び判断の基準等

ベッドフレーム	<p>【判断の基準】</p> <p>○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②ア、紙が含まれる場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>①再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。</p> <p>②次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法なものであること。</p> <p>イ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、$0.02\text{mg}/\text{m}^2\text{ h}$ 以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>③次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。</p> <p>イ. 紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法なものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。</p> <p>③材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>④材料に紙が含まれる場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
---------	--

備考) 1 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、本項の判断の基準の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。

4 放散速度が $0.02\text{mg}/\text{m}^2\text{ h}$ 以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散

量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。

- イ. 上記ア. 以外の木質材料については、日本工業規格A1460の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

8 ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

9 ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それぞれの部分が上記の基準を満たすこと。

10 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

17. 公共工事

(1) 品目及び判断の基準等

公共工事	【判断の基準】 ○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。
------	--

注) 義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

表1

●資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達品目名	分類	品目名		品目ごとの判断の基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	小径丸太材	間伐材	表2
		園芸資材	パークたい肥	
		製材等	製材	
			集成材	
			合板	
			単板積層材	
		フローリング	フローリング	
		パーティクルボード		
	工法	再生木質ボード	繊維板	表4
			木質系セメント板	
		法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
小径丸太材	間伐材	<p>【判断の基準】</p> <p>○間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。</p>
園芸資材	パークたい肥	<p>【判断の基準】</p> <p>○以下の基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率（乾物） 70%以上 ・炭素窒素比〔C/N比〕 35以下 ・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） 70meq/100g以上 ・pH 5.5～7.5 ・水分 55～65% ・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない ・窒素全量〔N〕（現物） 0.5%以上 ・りん酸全量〔P₂O₅〕（現物） 0.2%以上 ・カリ全量〔K₂O〕（現物） 0.1%以上
製材等	製材	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、林地残材又は小径木であること。</p> <p>②①以外の場合は、原料として使用される原木は、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○原料として使用される原木（間伐材、林地残材及び小径木を除く。）は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
	集成材 合板 単板積層材	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材であること。</p> <p>②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材であること。</p> <p>③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

フローリング	フローリング	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材・合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、それ以外の原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材であること。</p> <p>②①以外の場合は、原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材であること。</p> <p>③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○間伐材・合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木等以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
--------	--------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

再生木質 ボード	パーティクル ボード	【判断の基準】 ①合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）
	繊維板	②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む）等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材であること。
	木質系セメン ト板	③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。

【配慮事項】
○合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む）等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料として使用される原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

備考) 1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本工業規格 A 1460 による。

- 2 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。
ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

表 4 【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
法面緑化工 法	伐採材又は建 設発生土を活 用した法面緑 化工法	【判断の基準】 ○施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。 ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。

18. 役務

18-2 印刷

(1) 品目及び判断の基準等

印刷	<p>【判断の基準】</p> <p>①印刷用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</p> <p>②古紙再生の阻害要因となる次に掲げる材料等が使用されていないこと。ただし、印刷物の目的から冊子形状のものの表紙にやむを得ず次に掲げる材料等が使用されている場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ホットメルト接着剤（難細裂化改良EVA系ホットメルト接着剤、ポリウレタン系ホットメルト接着剤及び水溶性ホットメルト接着剤を除く。）・プラスチック類（紙のコーティング又はラミネートに使用するものを除く。）・布類、不織布・樹脂含浸紙（水溶性のものを除く。）、硫酸紙、捺染紙、感熱性発泡紙（点字印刷に用いる場合を除く。）、合成紙、インディアペーパー・UVインキ（フォーム印刷に用いる場合又はハイブリッドUVインキを除く。）、発泡インキ（点字印刷に用いる場合を除く。）、金・銀・パールインキ（オフセット用のものを除く。）・立体印刷物（印刷物にレンチキュラーレンズを貼り合わせたもの。）・芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等） <p>③オフセット印刷については、芳香族成分が1%以下の溶剤（動植物油系等の溶剤を含む。）のみを用いる印刷用インキが使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。</p> <p>②古紙再生の阻害要因となる次に掲げる材料等の使用が可能な限り抑制されていること。</p> <ul style="list-style-type: none">・カーボン紙、ノーカーボン紙・ビニル又はポリエチレン等のラミネート紙・感熱紙、芳香紙、色紙 <p>③原稿入稿後から刷版作成までの工程において、デジタル化の推進等（CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。</p> <p>④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。</p>
----	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷とする。
- 3 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

木材製品・紙製品の合法性、持続可能性の確認についての留意事項

環境省総合政策局環境経済課

1. 今回の閣議決定事項の概要

判断の基準：原料は合法性が証明されている木材、但し、間伐材など未利用資源については証明不要

記載例

- (物 品) バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。
- (公共工事) 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む）等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法な木材であること。

配慮事項：原料は持続可能な森林経営が営まれた森林から産出されたことが証明されている木材、但し、間伐材など未利用資源については証明不要

記載例

- (物 品) バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
- (公共工事) 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む）等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料として使用される原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

備考：証明方法は林野庁作成「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に準拠していること

平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者と契約を締結している木材は証明不要

記載例

(物) 品) 紙の材料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

(公共工事) 木質及び紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

2. 証明された製品の供給見込

平成18年10月1日程度より供給される見込み

但し、それ以前に契約者より提出可能とされた場合には、提出を求めるとともに環境省にご連絡を頂けると幸いです。

3. 調達担当者の確認事項

ガイドラインは証明書の様式を指定していないが、事前の聞き取りから大きく以下の3つの方法を業界は考えている。

確認にあたっては、事業者名・事業者所在地・管理番号・樹種・品目・数量等が記載の上で合法性又は持続可能性が証明されている旨記載をされていればよい。

- 1) 参考例（団体作成）に近いもの
- 2) 商品のパッケージに必要事項を記載したもの
- 3) 取り扱い製品のカタログに記載し管理番号で管理するもの

4. 契約仕様書等への記載の留意事項

- 1) 合法性及び持続可能性の証明は、「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月15日林野庁作成）に準拠したものである旨の記載をする事が望ましい。
- 2) 合法性及び持続可能性の証明書は、納品時に提出し契約担当官等の確認を受ける旨記載をする事が望ましい。
- 3) 「契約担当官等が書面により、合法性及び持続可能性を確認した根拠の提示を求めた場合には、その根拠を速やかに提示すること」等、必要に応じ根拠提示を要請できる旨の記載をする事が望ましい。

III. 関連資料 (総論)

違法伐採対策の推進

- 森林における違法伐採は、地球規模での環境保全や持続可能な森林経営の推進にとって重要な課題。
- G8グレンイーグルズ・サミット(2005年7月)の結果を踏まえ、「日本政府の気候変動イニシアティブ」として我が国の具体的な対策を内外に表明。今後とも関係国等と連携し、違法伐採対策を総合的に推進する必要。

○ 違法伐採とは

違法伐採とは、一般的にそれぞれの国の法律に反して行われる伐採をいう。

インドネシアでは、インドネシア政府と英国政府の共同調査(1999年)によると、約50%以上が違法伐採といわれている。

ロシアでは、環境NGO等の調査によると、20%が違法伐採といわれている。

○ 我が国の中の基本姿勢

我が国としては、2000年のG8九州・沖縄サミット以来、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方に基づいて、違法伐採問題の重要性を一貫して主張。

G8グレンイーグルズ・サミット(2005年7月)の成果を踏まえ、「日本政府の気候変動イニシアティブ」として、我が国の具体的な対策を内外に表明。

○ 日本国の気候変動イニシアティブ（抜粋）

- ・「グリーン購入法」により、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入。
- ・違法伐採木材の輸入や取引を止めるための任意の行動規範の策定に向け、各國へ働きかけ。
- ・履歴追跡システムの開発、普及啓発、合法性の基準や確認・監視システムの構築等総合的な取組を推進。
- ・2006年中にG8各国の専門家による論議を推進。

○ 我が国の中の違法伐採対策の取組状況

○ 政府調達における取組

グリーン購入法により、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を2006年4月から導入。林野庁としては、2006年2月に「木材・木材製品の合法性、持続可能性のためのガイドライン」を策定。

○ 二国間協力

日本とインドネシア間での衛星データを用いた伐採状況の把握や木材トレーサビリティ技術の開発などの違法伐採対策の協力。

○ 地域間協力

アジア森林パートナーシップ(AFP)を通じた、合法性の基準や合法性確認システムの開発。東アジア、アフリカ、欧州、北アジア各地域における森林法施行とガバナンス(FLEG)プロセスへの参画。

○ 多国間協力

国際熱帯木材機関(ITTO)を通じた、合法木材及び認証木材の普及・啓蒙等のプロジェクトの支援。

G8サミットにおける違法伐採問題の取り扱い

1998年

◎バーミンガム・サミット（イギリス）

世界の森林に関する行動計画である「G8森林行動プログラム」（違法伐採を含む5分野）について承認された。

2000年

◎九州・沖縄サミット（日本）

違法伐採に対処する最善の方法について検討する旨の首脳声明が合意された。

2002年

◎カナナスキス・サミット（カナダ）

G8森林行動プログラム最終報告書が公表され、国際社会の取組強化の重要性が指摘された。

2003年

◎エビアン・サミット（フランス）

違法伐採問題に取り組むための国際的な努力を強化することが議長総括に盛り込まれた。

2004年

◎シーアイランド・サミット（アメリカ）

アジア森林パートナーシップ等を通じて違法伐採対策を推進したことが「持続可能な開発のための科学技術(3R行動計画)」に盛り込まれた。

2005年

◎グレンイーグルズ・サミット（イギリス）

政府調達や貿易規制、木材生産国支援などの具体的行動に取り組むことに合意した、G8環境・開発閣僚会合の以下の結論を承認した。

- ・木材生産国への支援強化
- ・貿易政策による違法伐採対策への段階的取組
- ・合法木材を優先して使用する公共調達政策の奨励
- ・2006年中のG8森林専門家会合の開催

2006年

◎サンクトペテルブルク・サミット（ロシア）

違法伐採への取組みの重要性を再確認し、更なる行動を起こすことについての意見の一致をみた。

2007年

☆ドイツ（予定）

2008年

☆日本（予定）

グレンイーグルズ行動計画
気候変動、クリーン・エネルギー、持続可能な開発
(違法伐採部分抜粋)

36. 我々は、違法伐採がアフリカ及びその他のすべての地域における最貧国の多くの人々の生計に与える影響、また、環境劣化、生物多様性の損失と森林破壊、そして世界的な持続可能な成長に対する影響を認識する。我々は、特にコンゴ盆地、アマゾン地域を含む、世界的な炭素吸収源の重要性を認識する。

37. 我々は、違法伐採に取り組むことが森林の持続可能な経営に向けた重要な一步であることに合意する。この問題に効果的に対処するためには、木材生産国及び消費国双方の行動が必要である。

38. 我々は、G8環境・開発大臣会合の違法伐採についての結論を承認する。この分野における我々の目的をさらに推進するため、我々は同会合において支持された結論（注）を、各国が最も効果的に貢献できる分野において行動することにより、推進する。

（注）G8環境・開発大臣会合の閣僚声明における結論

- ①木材生産国への支援
- ②WTOルールを遵守しつつ貿易に関する自主的な二国間貿易協定やその他の取り決めを通じて違法伐採木材の輸入と市場売買を止めるための段階的取組
- ③合法な木材を優先して使用する木材公共調達政策の奨励、採択又は拡大
- ④違法伐採対策に関する各国の進捗状況を評価し、その経験を共有し、結果を公表するための2006年中のG8森林専門家会合の開催

G8 首脳会合・世界のエネルギー安全保障（仮訳）

－ 抜 粋 －

サンクトペテルブルク、2006年7月16日

再生可能エネルギー

33. 再生可能エネルギーの大規模な利用は、気候への悪影響を及ぼすことなく、長期的なエネルギー供給に大きく貢献する。太陽光、風力、水力、バイオマス及び地熱といった再生可能なエネルギー源は、次第に費用の面で従来燃料と競争力を有するようになってきており、現在の様々な形態での応用は、既に費用対効果が高い。従って、我々は、グレンイーグルズ行動計画に定める措置を実施することに対する我々のコミットメントを再確認する。

34. 我々は、再生可能エネルギーとエネルギー効率のパートナーシップ（REEEP）、21世紀のための再生可能エネルギー政策ネットワーク（REN21）、地中海再生可能エネルギー・パートナーシップ（MEDREP）等の、再生可能エネルギーを取り扱う国際的なメカニズムやプログラムにおける関係者の作業を歓迎する。我々は、国際バイオ・エネルギー・パートナーシップ（GBEP）の設立を歓迎する。我々は、開発途上国と協同して、再生可能エネルギーの利用促進に取り組む。

35. 我々は、バイオマスの潜在能力の活用及び先進的な持続可能な森林経営の実施方法という両分野における国際的な協力を引き続き強化する。これらの協力は、地域的なエネルギー消費を多様化し及び炭素隔離に重要な貢献を行い、また、幅広い経済的利益及び環境上の利益を増進する。

36. 我々は、森林管理の分野、主に森林減少、森林劣化、違法に伐採された材木の貿易及び森林火災への取組みにおける国際協力を促進する。我々は、森林減少が気候変動に重大な影響を与えることに留意する（国連食糧農業機関（FAO）によれば、1年間に排出される温室効果ガスの実質上25%をもたらす）。我々は、違法伐採への取組みの重要性を再確認し、各国が最も効果的に貢献することのできる措置を講じることにより、更なる行動を起こすことについて意見の一一致をみた。このような行動は、持続可能な森林経営を促進し、木材の生産国及び消費国双方の関連する国の政策に違法伐採に取り組むための適当な措置を導入することを含む。我々は、欧州・北アジアの森林法施行とガバナンスに関するサンクトペテルブルク閣僚宣言、国連森林フォーラム（UNFF）、国連気候変動枠組条約、国際熱帯木材機関（ITTO）及びアジア森林パートナーシップ（AFP）等、最近の国際的な森林関連の政策イニシアティブを歓迎する。

違法伐採総合対策推進事業（拡充）

1. 趣旨

違法伐採問題は、地球規模での環境保全、持続可能な森林経営の推進にとって重要な課題となっており、既に、英国では、政府調達において、政府調達の対象を合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品に限る措置を導入するなど、世界各国において具体的な対策が進められている。

我が国としても、G8グレンイーグルス・サミットの結果を踏まえて公表された「日本政府の気候変動イニシアティブ」において、国内における違法伐採対策として、「グリーン購入法」により、政府調達の対象を合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することを表明し、具体的に導入する際の合法性・持続可能性の基準、対象とする品目の範囲について検討を行っているところである。

このような状況の中、国産材、輸入材とともに、合法性・持続可能性証明の仕組みを確立する必要があり、「グリーン購入法」への導入に対応するため国内の木材関連業界において、合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の円滑な供給を可能とする体制を整備することが喫緊の課題となっている。

しかしながら、①我が国においては新たな取組であること、②違法伐採対策を推進するにあたり実効性、透明性を備えた合法性・持続可能性証明の仕組みの確立が必要であること、③環境NGO等からも実効性、透明性を備えた仕組みの確立を求める要求が多いことから、木材関連業界団体による自主的取組の体制整備を支援する必要がある。また、違法伐採の実態やその影響、違法伐採対策の効果を定量的且つ科学的に示し、関係各国・機関の共通認識・理解を深め、国際議論をより具体的に進める必要がある。

このため、関係者から構成される協議会を設置して、企業等による既存の取組事例の調査、各業界団体による自主的取組の実地検証を実施し、業界団体等への情報提供、指導・助言を行うとともに、供給側・需要側双方への普及・啓発活動を実施し、また、違法伐採の規模等の把握及び違法伐採対策を講じた場合の効果を定量的に予測するための計量モデルの開発等を通じて違法伐採対策の推進を図る。

2. 事業内容

(1) 協議会設置事業

「グリーン購入法」に基づく措置の導入を踏まえて、木材関係業界団体、学識経験者、環境NGO等から構成される協議会を設置し、各業界団体による自主的取組のあり方について、情報提供、指導・助言を行う。

(2) 合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業

協議会に専門委員会を設置して、一部の製紙会社や家具メーカー等が開始しているような森林所有者、木材関係企業等の供給側、需要側が協定等によ

って、合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の流通・加工に取り組む事例等の調査を行う。

(3) 合法性・持続可能性証明システム検証事業

協議会に専門委員会を設置して、各業界団体の合法性・持続可能性を証明する自主的取組の実効性や問題点を明らかにするため、工場を認定する際の審査状況、認定工場に対する監査状況、調達実態等についての実地検証を行う。

(4) 合法性・持続可能性証明システム普及・啓発事業

協議会に専門委員会を設置して、各業界団体の合法性・持続可能性を証明する自主的取組の事例、(2) 及び (3) の調査・検証による成果の関連業界への普及を図るとともに、木材生産・流通に関わる地方公共団体、森林所有者、木材関連業界、消費者団体等に対して、説明会の開催、パンフレットの作成等を通じ、合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品を利用することの重要性とその意義などについて、普及・啓発活動を行う。

(5) 違法伐採対策等のための持続可能な森林経営推進計量モデル開発事業

(委託費)

違法伐採の所在や規模、その負の影響の把握及び生産、流通等の各段階で対策を講じた場合の効果等を予測するための計量モデルを開発する。

3. 事業実施主体

民間団体

4. 補助率

定額

5. 事業実施期間

(1)～(4) 平成18年度～20年度（3年間）

(5) 平成19年度～23年度（5年間）

6. 平成19年度概算決定額

130,000千円（120,000千円）

（林野庁木材利用課、計画課）

違法伐採総合対策推進事業の概要

政府による取組

17年度後半
グリーン購入法への導入の検討

18年度
19年度
20年度
21～23年度

グリーン購入法への導入

業界団体による取組

自主的取組の検討

自主的取組の実施・検証等

- 99 -

事業内容

木材関係業界団体、学識経験者、環境NGO等で構成する協議会の設置

合法性・持続可能性を証明する取組事例の調査

業界団体の自主的取組の実地検証

業界団体への情報提供、消費者団体等への普及・啓発 等

情報提供、指導・助言等による体制整備支援

業界団体による自主的取組体制や客観的な検証基準が整備されることにより、「グリーン購入法」並びに民間調達において、合法性・持続可能性が証明された木材の円滑な供給が可能となる。また、計量モデルの開発及びその活用方策の検討を通じて違法伐採対策等の国際議論を進展させる。

違法伐採対策等のための持続可能な森林経営推進計量モデルの開発(19～23年度)

(合法木材の供給体制整備と利用推進)

**「合法木材供給事業者認定一覧表」のホームページ掲載状況
及び認定事業者数**

**1. 全国事業体を対象として認定する団体
(中央認定団体)**

H19.6.28

NO	認定団体名	事業者認定 体制整備	合法木材ナビ 認定一覧表 掲載	団体ホームページ		認定事 業者数
				設置	認定一覧表 掲載	
1	日本合板商業組合	○	○	×	×	265
2	日本合板工業組合連合会	○	×	○	○	41
3	日本プリント・カラー合板工業組合	○	○	×	×	34
4	(社)全国木材組合連合会	○	○	○	○	7
5	全国銘木連合会	○	○	○	○	13
6	日本木材輸入協会	○	○	×	×	40
7	木材表示推進協議会	○	○	○	○	51
8	全国天然木化粧合板 工業協同組合連合会	○	○	○	○	157
9	全国森林組合連合会	○	○	○	×	43
10	日本集成材工業協同組合	○	×	○	○	81
11	(社)全日本木材市場連盟	○	○	○	○	238
12	全国素材生産業協同組合連合会	○	○	○	○	9
13	(社)日本林業経営者協会	○	○	○	×	2
14	(社)全国木材市売買方組合連盟	○	○	○	×	72
15	全国木造住宅機械プレカット協会	○	×	○	○	11
16	日本ツーバイフォー・ランバーJAS協議会	○	×	○	×	0
17	全国LVL協会	○	×	○	○	4
18	日本複合床板工業会	○	○	○	×	16
19	日本フローリング工業会	○	○	○	×	25
	計	19	14	16	10	1,109

(認定団体及び認定事業者数)

団体区分	認定団体数	認定事業者数
1. 中央認定団体	19	1,109
2. 都道府県木(協)連	47	3,677
大阪府木連傘下	7	119
兵庫県木連傘下	4	99
3. 都道府県森連	40	736
4. 地区素生協・チップ生産	14	331
計	131	6,071

(再掲)

木材団体	中央団体	19	1,109
	地域木材団体	72	4,226
	計	91	5,335
森林組合団体	都道府県森連	40	736
	合計	131	6,071

**「合法木材供給事業者認定一覧表」のホームページ掲載状況
及び認定事業者数**

2. 地域を限定して事業者を認定する団体(一般木材団体)
(都道府県木(協)連)

H19.6.28

NO	認定団体名	事業者認定 体制整備	合法木材ナビ 認定一覧表 掲載		団体ホームページ 設置		認定事 業者数
			設置	認定一覧表 掲載	設置	認定一覧表 掲載	
1	北海道木材産業協同組合連合会	○	○	○	○	○	431
2	青森県木材協同組合	○	○	○	×	45	
3	岩手県木材産業協同組合	○	○	○	○	○	42
4	宮城県木材協同組合	○	○	○	○	○	39
5	秋田県木材産業協同組合連合会	○	○	○	○	○	64
6	山形県木材産業協同組合	○	○	○	○	○	55
7	福島県木材協同組合連合会	○	○	○	○	○	84
8	茨城県木材協同組合連合会	○	○	○	○	○	28
9	栃木県木材業協同組合連合会	○	○	○	○	×	65
10	(社)群馬県木材組合連合会	○	○	○	○	○	245
11	(社)埼玉県木材協会	○	○	○	○	○	157
12	ちばの木認証センター (注1) 事務局:(中)千葉県木材振興協会	○	○	○	○	○	35
13	神奈川県木材業協同組合連合会	○	○	○	○	×	79
14	山梨県産材認証センター(注2) (事務局:山梨県木材協同組合連合会)	○	○	○	○	○	64
15	(社)東京都木材団体連合会	○	○	○	○	×	71
16	新潟県木材組合連合会	○	○	×	○	×	43
17	富山県木材組合連合会	○	○	○	○	○	62
18	石川県木材組合連合会	○	○	○	○	○	86
19	福井県木材組合連合会	○	○	○	○	○	29
20	長野県木材協同組合連合会	○	○	○	○	○	90
21	岐阜県木材協同組合連合会	○	○	○	○	○	52
22	静岡県木材協同組合連合会	○	○	○	○	○	123
23	(社)愛知県木材組合連合会	○	○	○	○	○	50
24	三重県木材組合連合会	○	○	○	○	○	174
25	滋賀県木材協会	○	○	○	○	○	4
26	(社)京都府木材組合連合会	○	○	○	○	○	29
27	(社)大阪府木材連合会	○	○	○	○	○	23
28	兵庫県木材業協同組合連合会	○	○	○	○	○	18
29	奈良県木材協同組合連合会	○	○	×	○	×	63
30	和歌山県木材協同組合連合会	○	○	×	○	×	13
31	鳥取県木材協同組合連合会	○	○	×	○	○	9
32	(社)島根県木材協会	○	○	○	○	○	29
33	(社)岡山県木材組合連合会	○	○	○	○	○	332
34	(社)広島県木材組合連合会	○	○	○	○	×	23
35	(社)山口県木材協会	○	○	○	○	○	46

NO	団体名	事業者認定体制整備	合法木材ナビ		団体ホームページ		認定事業者数
			認定一覧表 掲載	設置	認定一覧表 掲載		
36	徳島県木材認証機構 ^(注3) (事務局:徳島県木材協同組合連合会)	○	○	○	○	○	142
37	(社)香川県木材協会	○	×	○	○	○	95
38	(社)愛媛県木材協会	○	○	○	×	○	28
39	(社)高知県木材協会	○	○	○	○	○	70
40	(社)福岡県木材組合連合会	○	○	○	○	○	204
41	佐賀県木材協会	○	○	○	○	○	55
42	(社)長崎県木材組合連合会	○	○	○(注4)	○	○	47
43	(社)熊本県木材協会連合会	○	○	○	○	○	37
44	大分県木材協同組合連合会	○	○	○	○	○	54
45	宮崎県木材協同組合連合会	○	○	○	○	○	47
46	(社)鹿児島県林材協会連合会	○	○	○	○	×	68
47	(社)沖縄県木材協会	○	○	○	○	×	28
	計	47	46	44	35	3,677	

大阪府木材連合会傘下の事業者認定団体

1	阪神木材協会	○	×	○	○	4
2	大阪南洋材協会	○	×	○	○	9
3	大阪市製材業協同組合	○	×	○	○	16
4	大阪銘木協同組合	○	×	○	○	29
5	総合木材協同組合	○	×	○	○	17
6	平林会	○	×	○	○	41
7	平林会木材協同組合	○	×	○	○	3
	計	7	0	7	7	119

兵庫木材業協同組合連合会傘下の事業者認定団体

1	甲南木材協同組合	○	×	○	○	22
2	神戸木材協同組合	○	×	○	○	6
3	神戸木材仲買協同組合	○	×	○	○	60
4	宍粟木材業協同組合	○	×	○	○	11
	計	4	0	4	4	99
合 計		58	46	55	46	3,895

- (注) 1. 千葉県木材振興協会は「ちばの木認証センター」で事業者認定
 2. 山梨県木材協同組合連合会は「山梨県産材認証センター」で事業者認定
 3. 徳島県木材協同組合連合会は「徳島県木材認証機構」で事業者認定
 4. (社)長崎県木材組合連合会の団体ホームページは長崎県木材情報ネットワーク「ながさ木ネット」を使用

「合法木材供給事業者認定一覧表」のホームページ掲載状況
及び認定事業者数

3. 地域を限定して事業者認定する団体
(森林組合団体)

H19.6.28

NO	認定団体名	事業者認定体制 整備	合法木材ナビ 認定一覧表掲載	団体ホームページ		認定事業 者数
				設置	認定一覧表掲載	
1	北海道森林組合連合会	○	○	○	○	170
2	青森県森林組合連合会	○	×	×	×	12
3	岩手県森林組合連合会	○	○	○	○	25
4	宮城県森林組合連合会	○	○	○	○	16
5	秋田県森林組合連合会	○	×	×	×	12
6	山形県森林組合連合会	○	○	○	×	14
7	福島県森林組合連合会	○	×	×	×	22
8	茨城県森林組合連合会	○	○	○	×	7
9	栃木県森林組合連合会	○	×	○	×	14
10	群馬県森林組合連合会	○	×	○	×	16
11	埼玉県森林組合連合会	○	×	×	×	4
12	ちばの木認証センター(注1) 構成員:千葉県森林組合連合会	△	×	×	×	(6)
13	東京都森林組合連合会	×	×	×	×	0
14	神奈川県森林組合連合会	○	×	○	×	3
15	新潟県森林組合連合会	○	×	○	×	24
16	富山県森林組合連合会	○	×	×	×	8
17	石川県森林組合連合会	○	×	○	○	15
18	福井県森林組合連合会	○	×	○	○	16
19	山梨県産材認証センター (山梨県森林組合連合会)(注2)	△	×	×	×	(4)
20	長野県森林組合連合会	○	×	×	×	19
21	岐阜証明材推進制度(岐阜県)及 び岐阜県木材協同組合連合会 (岐阜県森林組合連合会)(注3)	△	×	○	×	27
22	静岡県森林組合連合会	○	×	×	×	19
23	愛知県森林組合連合会	○	×	×	×	7
24	三重県森林組合連合会	○	○	○	×	11
25	滋賀県森林組合連合会	○	×	×	×	0
26	京都府森林組合連合会	○	×	○	×	3
27	兵庫県森林組合連合会	○	×	×	×	16
28	奈良県森林組合連合会	○	×	×	×	14
29	和歌山県森林組合連合会	○	○	○	×	18
30	鳥取県森林組合連合会	○	×	×	×	9
31	(社)島根県木材協会 (島根県森林組合連合会)(注4)	△	×	×	×	(9)
32	岡山県森林組合連合会	○	○	○	×	18
33	広島県森林組合連合会	○	○	○	×	9
34	山口県森林組合連合会	○	×	○	○	9
35	徳島県木材認証機構 (徳島県森林組合連合会)(注5)	△	×	×	×	(12)
36	香川県森林組合連合会	○	×	×	×	5
37	愛媛県森林組合連合会	○	○	○	×	15
38	高知県森林組合連合会	○	×	○	○	31
39	福岡県森林組合連合会	○	○	○	×	30
40	佐賀県森林組合連合会	○	×	×	×	10
41	長崎県森林組合連合会	○	×	×	×	11
42	熊本県森林組合連合会	○	×	○	○	17
43	大分県森林組合連合会	○	○	○	○	13
44	宮崎県森林組合連合会	○	○	○	×	8
45	鹿児島県森林組合連合会	○	×	×	×	39
46	沖縄県森林組合連合会	○	×	×	×	0
計		40	13	24	9	(31) 736

(注) 1. 千葉県森林組合連合会関係は「ちばの木認証センター」(事務局:(中)千葉県木材振興協会)で事業者認定、千葉県木材振興協会で事業者数カウント

2. 山梨県森林組合連合会関係は「山梨県産材認証センター」(事務局:山梨県木材協同組合連合会)で事業者認定、山梨県木材協同組合連合会で事業者数カウント

3. 岐阜県森林組合連合会関係は「岐阜証明材推進制度(岐阜県)」及び岐阜県木材協同組合連合会で事業者認定

4. 島根県森林組合連合会関係は島根県木材協会で事業者認定、島根県木材協会で認定事業者数でカウント

5. 徳島県森林組合連合会は「徳島県木材認証機構」(事務局:徳島県木材協同組合連合会)で事業者認定、徳島県木材協同組合連合会で事業者数カウント

6. 大阪府森林組合は1府1森林組合

7. ()は森林組合数で県木連でカウント、外数

**「合法木材供給事業者認定一覧表」のホームページ掲載状況
及び認定事業者数**

4. 地域を限定して事業者認定する団体
(素材生産業団体1)

H19.6.28

NO	団体名	事業者認定 体制整備	合法木材ナビ	団体ホームページ		認定事 業者数
			認定一覧表 掲載	設置	認定一覧表 掲載	
1	札幌地方素材生産事業協同組合	○	○	×	×	8
2	旭川地方原木生産事業協同組合	×	×	×	×	0
3	北見地方素材生産事業協同組合	×	×	×	×	0
4	帯広地方素材生産事業協同組合	○	○	×	×	8
5	南北海道林業総合事業協同組合	○	×	×	×	1
6	青森県森林整備事業協同組合	○	○	○	×	30
7	岩手県素材流通協同組合	○	○	×	×	48
8	宮城県素材生産協同組合	○	○	×	×	20
9	秋田県素材生産事業協同組合連合	○	○	○	×	50
10	山形県素材生産組合連合会	○	×	○	×	7
11	福島県素材生産協同組合	×	×	×	×	0
12	群馬県素材生産流通協同組合	○	○	○	×	80
13	長野県木材協同組合連合会 素材生産部会	△	×	△	△	(22)
14	岡山県北部素材生産協同組合	×	×	×	×	0
15	愛媛県素材生産業協同組合	×	×	×	×	0
16	高知県素材生産業協同組合連合	○	○	○	○	31
17	球磨川流域林業事業協同組合	×	×	×	×	0
18	宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会	×	×	×	×	0
	計	10	8	5	1	283

(注)長野県木材協同組合連合会素材生産部会の認定事業者数22は長野県木材協同組合連合会に含まれている。

(素材生産業団体2)

NO	団体名	事業者認定 体制整備	合法木材ナビ	団体ホームページ		認定事 業者数
			認定一覧表 掲載	設置	認定一覧表 掲載	
18	岩手県国有林造林生産請負 事業協議会	○	○	×	×	13
	計	1	1	0	0	13

(チップ生産団体)

NO	団体名	事業者認定 体制整備	合法木材ナビ	団体ホームページ		認定事 業者数
			認定一覧表 掲載	設置	認定一覧表 掲載	
16	岩手県チップ協同組合	○	○	×	×	5
17	宮城県木材チップ工業会	○	○	×	×	17
18	秋田県木材チップ工業会	○	○	×	×	13
	計	3	3	0	0	35
合 計		14	12	5	1	331

都道府県別の木材関連事業所数

区分	素材生産業者	製材				合板	集成材	チップ	プレカット	木材卸・小売	合計
		国産材	国+外(併用)	外材	計						
北海道	429	123	118	27	268		29	260	41	271	1,298
青森	162	120	58	12	190		3	40	14	79	488
岩手	296	99	136	8	243		8	70	18	175	810
宮城	135	78	109	11	198		1	46	16	163	559
秋田	177	152	36	6	194		14	37	9	130	561
山形	105	75	111	10	196		2	61	5	34	403
福島	291	149	150	32	331		7	79	18	53	779
茨城	80	145	61	31	237		1	56	33	383	790
栃木	104	170	37	30	237		6	69	19	310	745
群馬	131	94	55	20	169		3	21	15	229	568
埼玉	34	70	36	12	118		2	22	40	689	905
千葉	43	203	53	6	262		7	13	33	521	879
東京	15	27	12	12	51		4	11	7	1,424	1,512
神奈川	12	21	17	7	45			4	18	89	168
新潟	108	127	260	51	438		6	44	38	136	770
富山	38	22	84	42	148		7	43	19	73	328
石川	79	19	117	21	157		2	13	13	284	548
福井	75	100	129	13	242		3	24	11	388	743
山梨	57	15	42	20	77		2	39	8	19	202
長野	171	91	141	56	288		4	91	36	264	854
岐阜	162	212	214	26	452		15	51	34	141	855
静岡	135	149	150	103	402		3	119	41	267	967
愛知	72	111	110	75	296		13	57	38	652	1,128
三重	166	329	112	31	472		6	90	24	100	858
滋賀	70	31	135	15	181		1	13	4	77	346
京都	88	48	54	21	123		3	46	5	224	489
大阪	31	5	46	22	73		7	6	11	972	1,100
兵庫	123	64	88	60	212		5	57	29	474	900
奈良	190	215	54	20	289		21	22	3	81	606
和歌山	53	86	43	47	176		7	39	12	23	310
鳥取	76	40	46	3	89		2	13	8	55	243
島根	121	69	92	6	167		2	26	5	39	360
岡山	201	103	28	11	142		4	46	16	130	539
広島	148	95	50	27	172		7	46	25	247	645
山口	106	43	77	16	136		1	26	16	94	379
徳島	69	115	18	28	161		3	33	11	141	418
香川	5	9	13	45	67		2	36	15	95	220
愛媛	111	119	48	36	203		7	88	18	44	471
高知	133	117	30	8	155		6	52	9	34	389
福岡	91	133	39	31	203		7	32	19	370	722
佐賀	61	50	25	11	86		1	8	6	20	182
長崎	57	45	56	1	102			7	12	152	330
熊本	220	211	19	3	233		3	35	20	184	695
大分	163	194	32	9	235		8	47	12	67	532
宮崎	338	191	17	11	219		11	38	12	26	644
鹿児島	202	225	11	7	243		3	30	21	111	610
沖縄	1	4	1	4	9					44	54
計	5,735	4,913	3,370	1,104	9,387	79	259	2,106	837	10,578	28,981

注1:「素材生産業者」については、2000年世界農林業センサス

注2:「製材」、「チップ」については平成16年木材需給報告書

注3:「合板(単板のみ、普通合板のみ、普通合板と特殊合板の合計)」については、平成17年木材統計

注4:「集成材」については、日本集成材工業協同組合調べ(平成17年)

注5:「プレカット」については、全国木造住宅機械プレカット協会調べ(平成17年)

注6:「木材卸・小売」については、平成13年木材流通構造調査

平成18年度 合法証明木材の供給及び利用推進のための普及啓発 (違法伐採総合対策推進事業ほか)

1 パンフレットの作成・配布

- 「政府調達における木材・木材製品の合法性等の確保について」
- 「ご存じですか? 政府が調達する木材・木材製品には、合法性の証明が必要です」
- 「合法木材は地球を守る第一歩 ~違法伐採を防ぐために~」(企業、一般消費者向けパンフレット)

2 ホームページの活用

- 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインを林野庁ホームページに掲載(平成18年2月)
- 「合法木材ナビ」<http://www.goho-wood.jp/> (違法伐採総合対策推進協議会)を開設(平成18年10月)

3 イベント展示によるPR

- ジャパンDIYホームセンターショー2006(平成18年8月24~26日)
- エコビルド2006 すまい・建築・都市の環境展(平成18年11月22~25日)
- エコプロダクツ2006(平成18年12月14~16日)

4 違法伐採に関する国際セミナー

- 「違法伐採対策推進国際セミナー2007in 東京－日本の木材調達政策に対する世界の対応-」を実施(平成19年2月26~27日 東京ピックサイト)

5 その他

- 全国各地において、合法性の証明された木材の供給のための説明会を開催

以上

民間企業における違法伐採問題への取組状況

団体・企業名	取組の概要
(社)日本建設業団体 (社)日本土木工業協会 (社)建設業協会	<p>「建設業の環境自主行動計画第4版」の策定（2007年4月）</p> <p>【グリーン調達の促進（抜粋）】</p> <p>《目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点グリーン調達品目を設定して、一層のグリーン調達促進を図る。 ・建設業における重点グリーン調達品目：建設資材の品目候補として<u>流動化処理土</u>、<u>高炉生コン</u>、<u>代替型枠</u>、<u>再生木質ボード</u>、<u>合法性木材</u>・<u>木材製品</u>、<u>ノンフロン断熱材</u>など <p>《実施方策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員企業：①建設資機材等のグリーン調達の促進 ②事務用品等のグリーン調達の促進 ・3団体：①会員企業への情報提供および啓発 ②関連業界・行政との情報交換の実施
住友林業	<p>「木材調達理念・方針」の公表（2007年6月）</p> <p>【木材調達方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①合法で持続的な木材調達 ②信頼性の高いサプライチェーン構築 ③ライフサイクルでの環境負荷低減と木材資源の有効利用 ④ステークホルダーとともに <p>【目標】</p> <p>2009年度合法性を確認した木材・木材製品の取扱い100%</p>
積水ハウス	<p>「木材調達ガイドライン」の策定（2007年4月）</p> <p>【10の木材調達指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①違法伐採の可能性が低い地域から産出された木材、②貴重は生態系が形成されている地域以外から産出された木材、③地域の生態系を大きく破壊する天然林の大伐採が行われている地域以外から産出された木材、④絶滅が危惧されている樹種以外の木材、⑤、⑥省略、⑦森林の回復速度を超えない計画的な伐採が行われている地域から産出された木材、⑧国産木材、⑨自然生態系の保全や創出につながるような方法により植林された木材、⑩木廃材を原料とした木質建材
王子製紙	<p>グリーン調達を推進するため、以下により木材原料の調達を実施。</p> <p>【調達指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①森林認証材の拡大 ②植林木の增量、拡大 ③未利用材の有効利用 ④原料のトレーサビリティの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・木材原料の出所を遡り、原料が適正に管理された森林より生産されたものであることを確認。特に違法伐採による木材は購入しない。 ・このため、調達する木材原料のサプライヤーを対象に原料の産地、森林の管理方法などを継続的に調査し、原料のトレーサビリティを確保。トレ

団体・企業名	取組の概要
	<p>スの結果については監査を実施。</p> <p>⑤情報公開</p>
日本製紙	<p>信頼される原材料調達体制の構築を目指すため、以下により原料調達を実施。</p> <p>【基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境に配慮した原材料調達 <ul style="list-style-type: none"> ①木質資源は、持続可能な森林経営が行われている森林から調達。 ②違法伐採材は使用・取引しないとともに、違法伐採の撲滅を支援。 ③、④（略） ⑤トレーサビリティ・システムを構築し、サプライチェーン全体で上記項目が実践されていることを確認。 2. 社会に配慮した原材料調達 3. ステークホルダーとの対話の推進
コクヨ (オフィス用品メーカー)	<p>【2005年度CSR活動結果報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ エコプロダクトの提供 <p>昨今の<u>世界的な森林破壊の問題</u>、国内における人工林の荒廃から木材の適切かつ有効な利用が求められており、今後も<u>社会の要請に沿ったエコプロダクトの開発</u>を積極的に実施。</p> ■ オフィス家具に間伐材を活用、森林保護に努力 ■ FSC認証商品の開発・普及への取組 ■ 原材料の現地調査 <p>原材料の購入企業として、調達先（インドネシア）に現地訪問し、環境保護への取組みの進捗や<u>違法伐採の有無</u>、<u>当社製品の原材料の出所などを調査・確認</u>。</p>
アスクル (オフィス用品流通)	<p>【紙製品に関する調達方針】</p> <p>アスクル株式会社は、取り扱う紙製品の原料について、下記のものを優先的に調達していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 古紙や廃材などを有効利用して得られた「リサイクルパルプ」 ■ <u>森林認証制度</u>により適切に管理されていることが認証されたパルプ ■ 適切に管理された二次林または植林パルプ <p>※木材供給を目的とした二次林または植林から採取される段階に、以下の項目について適切に管理していることが確認されたパルプ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>違法伐採でないこと。</u> ● 保護価値の高い森林からの伐採が行われていないこと。 ● 地域住民などの利害関係者等と重大な係争がないこと。 ● 天然林を近年になって人工林に転換した土地でないこと。 ● 木材の生産が持続的に行われていること。 ● 主に天然林について生物多様性に配慮していること。

資料：各社ホームページによる

(略)

(略)

農林水産省における政府調達における合法木材の規定状況等（平成18年9月27日調べ）

部局	区分	措置概要	担当
本省官房	物品調達	競争入札の場合は、従前より、「仕様書にグリーン購入法に適合しているもの」との旨を明記しており、合法証明材が追加されたからといって、仕様書の書きぶりが変わることはない。随意契約の場合には、購入する物品につき、グリーン購入法適合商品であることを確認の上、合い見積もりを取っており、納品の際にも確認している。	官房経理課
	庁舎営繕	庁舎営繕は、国交省と歩調を合わせてやっている。木材に限らず、グリーン購入については、特記仕様書の中に「グリーン購入法適合製品であること」と明記することで対応している。そもそも、当省の庁舎営繕では木材の調達はほとんどない。	官房経理課
本省農村振興局	土木工事	土木工事共通仕様書※において、「グリーン購入法に示される特定調達品目として指定されている材料の優先使用について、監督職員と協議するものとする。」としている。 ※直轄事業について適用、都道府県へは参考送付（各都道府県とも本仕様書に準じて仕様書を定めている模様）	農村振興局設計課
林野庁 一般会計	物品調達	競争入札の場合には、仕様書に合法木材を使用したものである旨を明記。随意契約の場合には、合い見積もりの際に口頭でその旨を伝えることとしている。	林政課
	庁舎営繕	(本省官房に同じ)	-
	土木工事	林道工事調査等業務標準仕様書において、「グリーン購入法に基づき選定された間伐材等の特定調達物品等の優先的使用と普及に配慮しなければならない。」としている。 治山工事についても業務標準仕様書が示され、「森林土木工事における環境負荷の低減に資する資材の活用に努めなければならない。」としている。	計画課
林野庁 特別会計	物品調達	各森林管理局に対して、調達物品の基準を示し、合法性等の証明された木材を原料とした製品を購入する旨を指示している。	管理課
	庁舎営繕	各森林管理局に対して、特記仕様書の例を示し、建築工事において使用する木材は、合法性・持続可能性が証明されたものとすることを指示している。	職員・厚生課
	土木工事	各森林管理局に対して、特記仕様書の例を示し、林道工事及び治山工事の施工に係る木材については、間伐材又は合法性・持続可能性が証明された木材を使用することを指示している。	業務課

都道府県におけるグリーン調達基本方針への違法伐採対策の規定状況(未定稿)

区分	違法伐採対策の規定の有無	品目別の内訳				
		紙類	文具類	機器類	ベッド	公共工事
北海道	○	○	○	○	○	○
青森県	×	×	×	×	×	×
岩手県	○	○	○	○	○	○
宮城県	×	×	×	×	×	×
秋田県	×	×	×	×	×	×
山形県	×	×	×	×	×	×
福島県	○	○	○	○	×	○
茨城県	○	○	○	○	○	○
栃木県	○	○	○	○	○	○
群馬県	○	○	○	○	○	○
埼玉県	×	×	×	×	×	×
千葉県	○	○	○	○	○	○
東京都	○	○	○	×	×	○
神奈川県	○	○	○	○	○	○
新潟県	○	○	○	○	○	○
富山県	○	○	○	○	○	○
石川県	○	○	○	○	○	○
福井県	○	○	○	○	○	○
山梨県	×	×	×	×	×	×
長野県	○	○	○	○	○	○
岐阜県	×	×	×	×	×	×
静岡県	○	×	×	×	×	○
愛知県	○	×	×	×	×	○
三重県	○	○	○	○	×	○
滋賀県	○	○	○	○	×	×
京都府	○	○	○	○	○	○
大阪府	×	×	×	×	×	×
兵庫県	○	○	○	○	×	○
奈良県	○	○	○	○	○	○
和歌山県	○	○	○	○	○	○
鳥取県	○	○	○	○	○	○
島根県	○	○	○	○	○	○
岡山県	○	○	○	○	○	○
広島県	○	○	○	○	○	○
山口県	○	○	○	○	○	○
徳島県	○	○	○	○	○	○
香川県	×	×	×	×	×	×
愛媛県	○	○	○	○	○	○
高知県	○	○	○	○	○	○
福岡県	○	○	○	○	○	○
佐賀県	○	△	△	△	○	×
長崎県	○	○	○	○	○	○
熊本県	△	△	△	△	△	△
大分県	○	○	○	○	○	×
宮崎県	×	×	×	×	×	×
鹿児島県	○	○	○	○	○	×
沖縄県	×	×	×	×	×	×
計	36	34	34	33	29	32

* 林野庁木材利用課調べ(出典:都道府県ホームページ等による)

※※ ○判断の基準に合法性を規定、△配慮事項に合法性を規定、×合法性の規定なし

※※※ 計の欄の数字は、合法性が判断の基準(○)及び配慮事項(△)に規定されている都道府県をカウントした。

(その他)

主な森林認証の概要

(欧米)

森林認証の名称	概要
FSC Forest Stewardship Council	<ul style="list-style-type: none"> ・WWF（世界自然保護基金）を中心としてFSCが発足（1993年）。 ・世界的規模で森林認証を実施。 ・10の原則と56の規準に基づき、独立した審査機関が認証審査を実施。 ・国別、地域別基準の設定が可能。 ・認証森林面積は約7,928万ha（2006年10月）。 ・日本国内では、25カ所約28万ha。
PEFC Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーロッパ11カ国の認証組織がPan European Forest Certificationを設立（1999年）。2003年に改称。 ・汎欧州プロセス等の基準・指標に基づく各国独自の認証制度を認定する仕組み。 ・現在、32の認証制度が加盟し、そのうち22の認証制度が相互認証を取得。 ・相互認証した森林面積は約19,199万ha（2006年10月CSA, SFIの認証面積約12,517万haを含む）
SFI Sustainable Forestry Initiative	<ul style="list-style-type: none"> ・AF&PA（全米林産物製紙協会）が原則・目標を策定し、会員企業に実施を要求（1994年）。 ・1999年、第三者による審査システムを創設。 ・認証森林面積は約5,107万ha（2006年10月）。 ・PEFCの相互認証を取得。
CSA Canada Standard Association	<ul style="list-style-type: none"> ・CSA（カナダ標準化協会）がカナダ版基準・指標から、独自の認証規格を開発（1996年）。 ・認証森林面積は約7,410万ha（2006年10月）。 ・PEFCの相互認証を取得。

(アジア)

森林認証の名称	概要
SGEC Sustainable Green Ecosystem Council	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の林業団体、環境NGO等により、SGECが発足(2003年)。 人工林のウエイトが高いことや零細な森林所有者が多いことなど我が国の実情に応じた制度を創設。 認証森林面積は21箇所約26万ha(2006年10月)。
MTCC Malaysian Timber Certification Council	<ul style="list-style-type: none"> 木材業界等からなるMTCC(マレイシア木材認証協議会)が独自の森林認証制度を創設(2001年)。 マレイシア版持続可能な森林経営の基準・指標(MC&I(2001))を適用。 認証森林面積は、9箇所のFMU(Forest Management Unit)で計約473万ha(2006年10月)。

(参考)

日本国内の森林認証、CoC認証

区分	森林認証	CoC認証	全世界
FSC	(25件) 269,718ha	382事業者	森林認証:(852件) 79,279千ha CoC認証:5,400事業者
SGEC	(21件) 256,140ha	30事業者	※我が国独自の認証制度
PEFC	-	19事業者	森林認証:(1,080件) 191,999千ha CoC認証:2,851事業者

※2006年12月現在

主な違法伐採問題関連ホームページ

(国内情報)

■違法伐採対策（木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン）

<http://www.rinya.maff.go.jp/index.html>

林野庁の木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（日本語・英語）に関するホームページです。違法伐採問題と我が国の取組に関する情報も掲載されています。

■合法木材ナビ

<http://www.goho-wood.jp/index.html>

違法伐採総合対策推進協議会が運営する違法伐採を減らし持続可能な森林経営を支援し、安全・安心な合法木材流通を作るサイトです。
※林野庁作成のガイドラインのQ & A、業界団体の取組状況等の情報が掲載されています。

■違法伐採問題（現状・最近の動き等）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/bunya/bassai.html>

外務省の違法伐採問題に関するホームページです。

■グリーン購入法.net

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

環境省のグリーン購入法（国等の環境物品等の調達の推進等に関する法律）に関するホームページです。

■森林の違法伐採問題 Web

<http://www.zenmoku.jp/sinrin/index.html>

地球規模の環境問題として関心が高まっている森林伐採問題についての全国木材組合連合会の活動や関連する情報を掲載しています。

■フェア・ウッド

<http://www.fairwood.jp/index.html>

木環境に配慮し社会的に公正な木材（フェア・ウッド）の利用推進の

ための情報発信を行うホームページです。国際環境 NGO の FoE ジャパンと（財）地球・人間環境フォーラムが共同で運営しています。

■ GLOBE JAPAN (地球環境国際議員連盟)

<http://www4.osk.3web.ne.jp/~globejp/index.htm>

地球環境問題に熱心に取り組む超党派の国会議員で構成する日本の地球環境国際議員連盟のホームページです。

■ グリーンピース・ジャパン

<http://www.greenpeace.or.jp/>

世界規模での環境破壊を止める目的を活動を続けている国際的な環境保護団体、グリーンピース・ジャパンのホームページです。

■ FoE Japan (地球の友ジャパン)

<http://www.foejapan.org/>

地球規模での環境問題に取り組む、国際環境 NGO である FoE Japan のホームページです。

■ WWF ジャパン

<http://www.wwf.or.jp/>

WWFは、100カ国以上で活動する世界最大の自然保護団体です。このホームページは、そのWWFネットワークの一員である日本の事務局、WWF ジャパンの公式ホームページです。

■ 地球・人間環境フォーラム

<http://www.gef.or.jp/>

環境問題に関する調査研究、その成果の普及等を通じて、地球規模の環境保全に貢献する団体、（財）地球・人間環境フォーラムのホームページです。

■ 热帯林行動ネットワーク (JATAN)

<http://www.jca.apc.org/jatan/>

熱帯林と世界の森林破壊の問題に取り組む環境 NGO 热帯林行動ネットワークのホームページです。

(海外情報)

■Illegal Logging. info

<http://www.illegal-logging.info/index.php>

国際問題の研究を行う英国有数のシンクタンクである、英國王立国際問題研究所（The Royal Institute of International Affairs：別名 Chatham House）が運営する違法伐採問題に関する情報提供を行うホームページです。

■International Tropical Timber Organization（国際熱帯木材機関）

<http://www.itto.or.jp/live/index.jsp>

国際熱帯木材機関（ITTO）は、熱帯林資源の保全や持続的経営、利用、取引を促進するための国際機関です。このホームページは日本語版もあります。

■Asia Forest Partnership（アジア森林パートナーシップ）

http://www.asiaforests.org/files/_ref/home/index.htm

アジア森林パートナーシップ（AFP）は、アジア地域の持続可能な森林経営の促進に向けて、政府、国際機関、民間団体・企業、そして市民グループなどの幅広い関係者が自発的に協力するためのパートナーシップです。このホームページは日本語版もあります。

■The World Bank

<http://www.worldbank.org/>

世界銀行のホームページです。世界銀行が発表した違法伐採問題に関する文献、情報が検索できます。

■GLOBE International

<http://www.globeinternational.org/>

GLOBE（地球環境国際議員連盟）は、先進主要国の国会議員によって地球環境保全をテーマとした超党派の国会議員連盟です。これは、GLOBE International のホームページです。